

図 書 館 要 覧

令和3年度



福岡市総合図書館

FUKUOKA CITY PUBLIC LIBRARY

◎ 開 館 時 間 及 び 休 館 日

開 館 時 間	《総合図書館》 平日・土曜日 午前10時～午後8時（映像ホール：午前10時～午後10時） 日曜日・休日 午前10時～午後7時（映像ホール：午前10時～午後7時） 《分館（東図書館を除く）》 午前10時～午後6時 《東図書館》 午前9時～午後8時
休 館 日	《総合図書館・分館（東図書館を除く）》 毎週月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日） 毎月末日（その日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日に当たるときは、その日後において最初の土曜日、日曜日、月曜日及び休日でない日） 年末年始（12月28日～翌年1月4日） 図書特別整理期間（不定） 《東図書館》 毎月最終月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日） 年末年始（12月28日～翌年1月3日） 図書特別整理期間（不定）

◎ 図 書 の 貸 出

事 項	個 人 貸 出	団 体 貸 出
登 録 条 件	【図書】 福岡都市圏内に居住、または福岡市内に通勤・通学する者 【電子書籍】 福岡市内に居住、または福岡市内に通勤・通学する者	・責任者が明確であること ・本の保管場所があること ・会員数が大人と子ども合わせて20人以上であること
貸 出 冊 数	【図書】 1人10冊以内 【電子書籍】 1人3点以内	1団体1,000冊までとし、実情に応じて決定する。
貸 出 期 間	【図書】 2週間以内 【電子書籍】 2週間以内	団体の希望に応じて3～6ヶ月
貸 出 方 法	【図書】 コンピューターによる貸出、分館と共通 【電子書籍】 インターネット経由で情報端末を利用し閲覧	配本車等による巡回配本

※ 表紙は、福岡市総合図書館外観

目 次

I. 沿革	1
II. 運営組織と予算	3
1. 運営組織	3
2. 予算	4
III. 施設概要	5
1. 総合図書館の施設概要	5
2. 分館の施設概要	7
3. 総合図書館及び分館の入館者数	7
IV. 図書館活動	8
1. 図書資料部門	8
図書資料部門（総合図書館）の概要	8
図書資料部門（分館）の概要	9
総合図書館・分館の活動及び実績	9
2. 文書資料部門	26
文書資料部門の概要	26
文書資料部門の活動及び実績	27
3. 映像資料部門	32
映像資料部門の概要	32
映像資料部門の活動及び実績	33
4. 広報活動	36
5. 研究活動	36
6. 総合図書館の市民向け行事	37
7. 九州国連寄託図書館	38
8. 福岡市立点字図書館	39
9. 福岡市総合図書館運営審議会等	40
10. 総合図書館における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策	41
V. 条例、関係規則等	42
1. 福岡市総合図書館条例	42
2. 福岡市総合図書館条例施行規則	48
3. 図書館法	60
4. 学校図書館法	62
5. 著作権法（抜粋）	64
6. 著作権法施行令（抜粋）	64
7. 公文書館法	65
8. 博物館法（抜粋）	66
9. 子どもの読書活動の推進に関する法律	67
10. 文字・活字文化振興法	68
VI. 福岡市勢概要	70
福岡市総合図書館新ビジョン	72

I. 沿革

年 月 日	事 項
昭和29. 11. 18	福岡市中央公民館内に少年図書室設置、蔵書4,997冊で、主として小・中・高校生の館内利用開始
29. 12. 1	移動図書館車「青い鳥号」購入、周辺部の市民（少年）に対する巡回貸出開始
34. 8. 1	「青い鳥号」による貸出方式を、個人貸出から読書団体への団体貸出に切り替える
46. 5. 5	市立少年文化会館（旧・市立少年科学文化会館）開設に伴い、少年図書室の機能を併合（少年図書室は廃止）
47. 2. 1	福岡市総合計画により、市民図書館の建設、各区に市民センター建設の方針決定
49. 10. 31	旧博多プレイランドの施設を転用し、図書館として51年度に開館する方針決定
51. 5. 30	博多区築港本町に福岡市民図書館開館
52. 7. 16	東市民センター開館、図書室の利用開始
53. 7. 22	南市民センター開館、図書室の利用開始
55. 3. 23	中央市民センター開館、図書室の利用開始
5. 5	福岡市民図書館にこども図書館開館
56. 7. 1	図書の貸出、返却に電算機導入
57. 2. 14	西市民センター（現・早良市民センター）開館、図書室の利用開始
58. 8. 26	博多市民センター開館、図書室の利用開始
59. 4. 1	福岡市民図書館保存書庫整備
8. 1	城南市民センター開館、図書室の利用開始
63. 1. 1	西市民センターが早良市民センターに名称変更
3. 1	新たに西市民センター開館、図書室の利用開始、全区に市民センター図書室が揃う
10. 25	九州国連寄託図書館を承認開設
平成元. 7. 20	福岡市新図書館基本構想委員会発足
2. 2. 27	福岡市新図書館基本構想答申
3. 1. 31	福岡市新図書館基本計画答申
10. 27	特別資料室内に国際資料コーナーを開設
7. 7. 5	新図書館竣工
12. 1	新図書館の開館準備のため、福岡市民図書館休館
8. 4. 1	福岡市総合図書館設置、各市民センター図書室の分館化、総合図書館オンラインシステムの稼動
6. 29	早良区百道浜に福岡市総合図書館開館
10. 7. 1	パソコン通信による蔵書検索システムの一般公開開始
11. 1. 5	障がい者への図書郵送貸出サービス開始
7. 15	福岡市総合図書館ホームページ開設
12. 1. 30	博多南図書館開館
12. 27	パソコン通信による蔵書検索システムを廃止
13. 3. 2	九州大学中央図書館と相互貸借開始
4. 1	福岡都市圏の公共図書館等で広域利用開始
14. 5. 25	福岡市総合図書館と福岡市赤煉瓦文化館を活用した「福岡市文学館」を開設
10. 1	福岡工業大学付属図書館、福岡歯科大学情報図書館、福岡女学院大学図書館と相互貸借開始
15. 8. 9	和白図書館開館
11. 27	F I A F（国際フィルムアーカイヴ連盟）に加盟
16. 5. 1	西南学院大学図書館と相互貸借開始
10. 1	九州産業大学図書館と相互貸借開始
17. 4. 1	福岡女子大学付属図書館と相互貸借開始
18. 4. 1	中村学園大学図書館と相互貸借開始
11. 1	福岡大学図書館と相互貸借開始

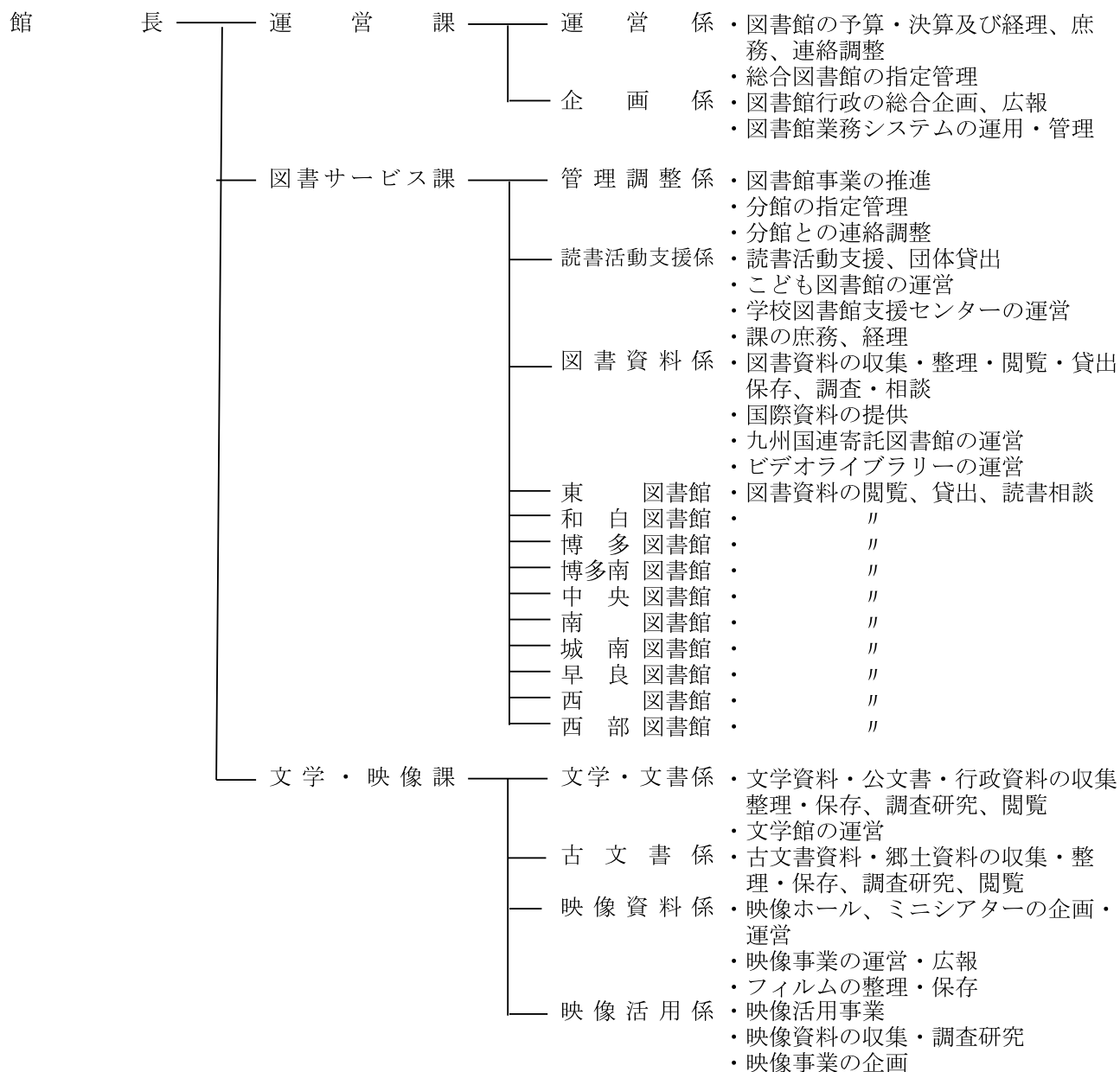
年 月 日	事 項
平成19. 4. 1	新図書館システムの稼働、ＩＣタグの導入 自動貸出機を福岡市総合図書館に２台、各９分館に１台設置、全分館にＢＤＳの設置
. 10. 10	インターネット及び検索機（OPAC）による予約受付開始
22. 4. 1	アミカス図書室資料データおよび図書取り扱いの一元化
. 7. 20	西部図書館開館
. 8. 10	情報プラザ、地下鉄博多駅、別府駅に図書返却ポスト設置
24. 4. 1	西鉄薬院駅ビル、地下鉄西新駅、早良区入部出張所に図書返却ポスト設置 有料宅配サービスの開始
10. 1	福岡県立図書館との相互返却サービス開始
25. 4. 2	自動返却機を福岡市総合図書館に２台、各10分館に１台設置
26. 4. 1	木の葉モール橋本に図書返却ポスト設置
4. 2	福岡市無料公衆無線LANサービス「F u k u o k a C i t y W i - F i」供用開始
. 6. 20	福岡市総合図書館新ビジョン策定
11. 1	福岡市総合図書館の駐車場有料化開始
27. 2. 26	議会図書室への図書貸出開始
4. 1	福岡市市民福祉プラザ（ふくふくプラザ福祉図書・情報室）との相互返却サービス開始 学校図書館支援センター開設、本格運用開始
28. 4. 1	福岡市総合図書館に指定管理者制度を導入し、建物の管理・運営開始 福岡市総合図書館の開館時間を１時間拡大 国立病院機構九州がんセンターに図書返却ポスト設置
. 5. 20	S N S 及びメールマガジンによる情報配信サービス開始
6. 4	東図書館移転開館、指定管理者制度を導入し、管理・運営開始 東図書館の開館時間を３時間拡大し、開館日数も拡大（原則月曜休館を廃止）
29. 10. 1	福岡市科学館にて貸出・返却サービス開始
令和2. 8. 2	アイランドシティセンターマークスゲートに図書返却ポスト設置
3. 3. 3	福岡市電子図書館開館
3. 4. 1	アジア映画等貸与事業開始

Ⅱ. 運営組織と予算（令和3年4月1日現在）

1. 運営組織

(1) 組織図及び分掌事務

総 館 長
【非常勤特別職】



【総合図書館指定管理者】

- ・ よかたい図書館共同事業体〔東洋ビル管理(株)、西鉄ビルマネジメント(株)、九州メンテナンス(株)〕
- ・ 指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日

【東図書館指定管理者】

- ・ 東図書館管理運営共同企業体〔(株)紀伊國屋書店、(株)日比谷花壇〕
- ・ 指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 職員配置

(単位:人)

区 分	総合図書館	分 館	合 計
一般職員	33 (2)	9 (0)	42 (2)
会計年度任用職員	47 (36)	56 (45)	103 (81)
合 計	80 (38)	65 (45)	145 (83)

※ ()内は、司書資格者数を再掲

【内訳】

	総 合 図 書 館					
	総館長	館長	運営課	図 書 サービス課	文学・ 映像課	計
職員数	1	1	9	45 (30)	24 (8)	80 (38)

※ ()内は、司書資格者数を再掲

	分 館										
	東	和白	博多	博多南	中央	南	城南	早良	西	西部	計
職員数	—	7 (5)	7 (5)	7 (5)	8 (5)	7 (5)	8 (5)	7 (5)	7 (5)	7 (5)	65 (45)

※ ()内は、司書資格者数を再掲

※東図書館は、指定管理者が職員を配置

2. 予算

(千円)

歳 出	歳入内訳		
	特定財源		一般財源
	地方債	その他	
1,633,979	10,000	67,338	1,556,641

歳出内訳

事 項	金 額 (千円)
1 給与費等	699,320
2 管理運営費	574,669
一般管理費	142,535
施設管理費	271,975
分館運営費	151,514
学校図書館支援センター運営費	286
電子図書館推進事業	8,359
3 主催事業費	4,321
講座等経費	801
映像企画事業等経費	631
アジア映画等貸与事業	1,691
子ども読書活動の推進	1,198
4 資料収集経費	95,426
図書購入費	70,188
図書整理費	18,859
文書資料整理等経費	5,234
映像資料収集保存等経費	1,145
5 図書利用サービス費	83,331
一般利用サービス費	78,235
団体貸出運営費	5,096
6 国連寄託図書館経費	57
国連寄託図書館運営費	57
7 文学館費	4,284
文学館管理運営費	2,748
文学館事業費	1,536
8 施設整備費	172,571
総合図書館施設整備費	74,460
南図書館整備事業	5,940
早良南図書館開設準備	92,171
合 計	1,633,979

Ⅲ. 施 設 概 要

1. 総合図書館の施設概要

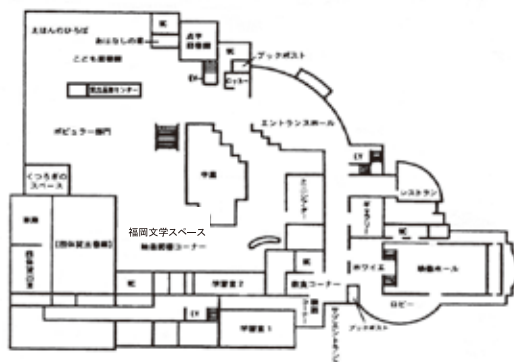
所在地 福岡市早良区百道浜3丁目7番1号
敷地面積 19,818㎡
延床面積 24,120㎡
構造 鉄筋コンクリート造・地上5階建
施設内容等

電話 092-852-0600
FAX 092-852-0609
開館日 平成8年6月29日

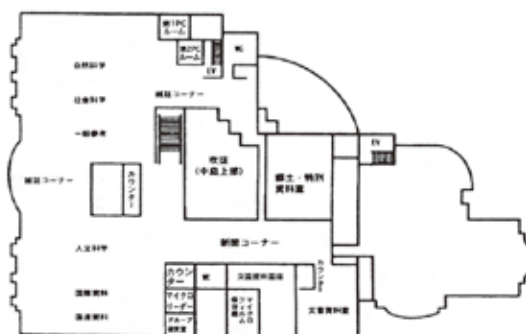
区 分		階	面積(㎡)	説 明	
図 書 資 料 部 門	ポピュラー資料部門	1	2,336	小説、文庫本、実用書などを排架 館全体の貸出・返却センター	
	こども図書館			乳幼児から中学生までの図書や絵本、紙芝居などを排架	
	点字図書館			点字図書等の貸出、対面朗読サービス	
	学習室	1	348	利用者の読書及び学習用（174席）	
	ビデオライブラリー	1	885	ビデオ、CD等の排架及び貸出・返却	
	ビデオ・CD書庫	1	140	ビデオ、CD等の書庫	
	主題別部門	2	4,000	自然科学、社会科学等のレファレンスカウンター 国際資料部門、九州国連寄託図書館	
	グループ研究室	2	36	図書館資料を使ったグループ研究用	
	パソコンルーム	2	68	インターネット利用、持参パソコンの利用	
	マイクロリーダー室	2	17	新聞等のマイクロフィルム閲覧	
	小 計			7,830	
	団体貸出	団体貸出書庫	1	420	団体貸出図書の貸出・返却 学校図書館支援センター
		団体貸出室	1	143	
		文庫連絡室	1	35	
		車庫	1	119	
		小 計			717
	図書保存	新聞収蔵庫	3	460	古い新聞の保存・利用
		書庫出納室	4	30	最大120万冊保存
		通常書庫	4	2,001	
		集密書庫	4	690	
		小 計			3,181
	收集整理室		3	413	図書資料の受入・整理
	計			12,141	
文 書 資 料 部 門	ギャラリー	1	75	福岡ゆかりの文学資料等を展示	
	福岡文学スペース	1	73	福岡ゆかりの文学資料や文芸同人誌、文学館発行の展示図録などを排架	
	文書資料室	2	378	行政資料などを排架 公文書・古文書資料のマイクロフィルム閲覧	
	郷土・特別資料室	2	602	福岡地域に関する郷土資料、アジア文化賞関係図書、福岡ゆかりの文学資料等を排架	
	保存スペース	マイクロフィルム保存庫	2	83	公文書、古文書資料、郷土資料、新聞資料等のマイクロフィルム保存
		文書資料書庫B	2	244	行政資料を保存
		福岡文学資料室	3	50	福岡ゆかりの文学者や団体の資料を保存
		文書資料収蔵庫2	3	125	公文書を保存
		文書資料書庫A	4	406	公文書を保存
		文書資料収蔵庫1	4	377	古文書資料等を保存
		貴重書庫	4	118	古文書資料等を保存
		小 計			1,403
	文学資料整理室		3	38	福岡ゆかりの文学資料の収集・整理
	文書資料整理室		3	237	公文書、古文書資料等の収集・整理
	計			2,806	

区 分		階	面積(㎡)	説 明
映像資料部門	映像ホール	1	932	定員246、16ミリ、35ミリ映写機、ビデオプロジェクター
	ミニシアター	1	133	定員50、16ミリ映写機、ビデオプロジェクター
	試写室	3	144	映像資料の試写室、調整室、デジタルアーカイヴ
	映像スタジオ	3	99	
	フィルム収蔵庫	3	236	
	映像資料室	3	73	映像関係資料の保存
	映像機材庫	3	33	映像関係機材の保存
	アジア映画資料室	3	73	アジア映画関係資料の保管
	映像資料整理室	3	227	映像資料の収集・整理
	計		1,950	
共通	エントランスホール	1	498	
	会議室	3	370	第1会議室150席・第2会議室48席
	事務室等	3	1,398	各部門の事務室等
	電算室等	3	201	電算室・入力室・帳票保管庫
	点字図書館事務室等	3	143	事務室、録音室
	その他		4,613	
	計		7,223	
合 計			24,120	

(1階)



(2階)



(3階)



2. 分館の施設概要

東図書館	〒813-0044 福岡市東区千早4丁目21番45号 なみきスクエア内 TEL(092)674-3982 FAX(092)674-3973 昭和52年7月16日開館(平成28年6月4日現在地へ移転開館)／753㎡(1階) (鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建一部4階建、延11,566㎡)
和白図書館	〒811-0213 福岡市東区和白丘1丁目22番27号 和白地域交流センター内 TEL(092)608-8490 FAX(092)608-8495 平成15年8月9日開館／644㎡(4階) (鉄筋コンクリート造6階建、延4,924㎡)
博多図書館	〒812-0015 福岡市博多区山王1丁目13番10号 博多市民センター内 TEL(092)472-5996 FAX(092)472-5999 昭和58年8月26日開館／541㎡(3階) (鉄筋コンクリート造5階建、延4,123㎡)
博多南図書館	〒812-0883 福岡市博多区南本町2丁目3番1号 博多南地域交流センター内 TEL(092)502-8580 FAX(092)502-8579 平成12年1月30日開館／563㎡(2階) (鉄筋コンクリート造11階建、延18,279㎡うち福岡市部分8,577㎡)
中央図書館	〒810-0042 福岡市中央区赤坂2丁目5番8号 中央市民センター内 TEL(092)751-9534 FAX(092)751-9535 昭和55年3月23日開館／486㎡(1階) (鉄筋コンクリート造3階建一部4階建、延3,406㎡)
南図書館	〒815-0032 福岡市南区塩原2丁目8番2号 南市民センター内 TEL(092)561-3048 FAX(092)561-3054 昭和53年7月22日開館 (現在、大規模改修のため休館中)
城南図書館	〒814-0142 福岡市城南区片江5丁目3番25号 城南市民センター内 TEL(092)864-4823 FAX(092)864-4824 昭和59年8月1日開館／562㎡(1階) (鉄筋コンクリート造4階建、延4,068㎡)
早良図書館	〒814-0006 福岡市早良区百道2丁目2番1号 早良市民センター内 TEL(092)845-8835 FAX(092)845-8841 昭和57年2月14日開館／520㎡(2階) (鉄筋コンクリート造4階建一部5階建、延4,099㎡)
西図書館	〒819-0005 福岡市西区内浜1丁目4番39号 西市民センター内 TEL(092)884-3874 FAX(092)884-3895 昭和63年3月1日開館／453㎡及び児童図書室99㎡ 計552㎡(1階) (鉄筋コンクリート造4階建、延5,208㎡)
西部図書館	〒819-0367 福岡市西区西都2丁目1番1号 西部地域交流センター内 TEL(092)807-8802 FAX(092)807-8884 平成22年7月20日開館／610㎡(2階) (鉄筋コンクリート造3階建、延9,958㎡)

※ 市民センター内にある分館の開館年月日は、市民センターの開館年月日を表示

3. 総合図書館及び分館の入館者数

	令和2年度	令和元年度
総合図書館	4 3 6 千人	7 8 0 千人
東図書館	2 9 0 千人	4 3 8 千人
和白図書館	7 7 千人	1 2 6 千人
博多図書館	6 7 千人	9 0 千人
博多南図書館	7 3 千人	1 0 5 千人
中央図書館	1 2 2 千人	1 8 0 千人
南図書館	8 1 千人	1 7 4 千人
城南図書館	1 5 4 千人	2 2 5 千人
早良図書館	9 7 千人	1 4 1 千人
西図書館	1 2 8 千人	1 9 1 千人
西部図書館	1 1 1 千人	1 7 3 千人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、総合図書館は、令和2年2月27日から同年3月20日まで臨時休館を行い、また、総合図書館及び分館は、令和2年4月4日から同年5月25日まで臨時休館を行いました。

※南図書館は、南市民センターの大規模改修工事に伴い、令和3年1月5日から令和4年8月上旬(予定)まで長期休館を行っています。

IV. 図 書 館 活 動

1. 図書資料部門

図書資料部門（総合図書館）の概要

(1) 基本方針

図書資料部門は、総合図書館を生涯学習推進の中核施設と位置づけ、学習・情報・文化などの各分野において多様化・高度化する市民ニーズに的確に応えるため、市民生活に密着した情報提供を行うとともに、

ア 本市の図書館ネットワーク全体を統括するセンター機能

イ 幅広い豊富な資料を備える、高度で多様なレファレンスの中核機能

ウ 特にアジアを中心とした国際資料・情報の収集・提供を図る国際資料センター機能を有する福岡市図書館の中央館としてその整備充実を図る。

(2) 事業概要

ア 図書資料の収集・整理・保存

総合図書館は各分館との緊密なネットワークを構成し、図書、逐次刊行物、新聞の収集について一層の充実に努め、本館での基本資料の一元的保存を行う。

イ 貸出・返却サービスの充実

交通不便等の理由により来館困難な方への利用者サービスの向上を図るため、市中心部、交通結節点など市内11カ所に図書返却ポスト等を設置するとともに、有料宅配サービスを実施している。

また、福岡県立図書館との相互返却サービスの提供も行っている。

ウ レファレンスサービスの充実

利用者から寄せられる質問・相談に対し、一般参考、人文科学、社会科学、自然科学、国際、国連などの所蔵資料やオンラインデータベース等の電子情報を活用してレファレンスサービスの充実を図る。

エ 読書普及活動

読書活動ボランティア講座や講演会等を行う。

オ 団体貸出

地域文庫をはじめとする地域団体、留守家庭子ども会や学校・PTA等の登録団体に対し図書館車や配本車による図書資料の団体貸出を行い、子ども達をはじめ広く市民の読書活動への支援を行う。

カ 各種図書館間協力ネットワークの構築

県内公共図書館、国立国会図書館、大学図書館、専門図書館との相互協力ネットワークの推進を図る。

キ 学校図書館への支援

学校図書館の効果的運用を図るため、総合図書館内に「学校図書館支援センター」を設置し、学校図書館関係者を対象として、「情報」「ひと」「もの」の3点から支援を行う。

(3) 今年度の主な事業

事業名	内 容	実 施 時 期
貸出・返却拠点等の新設	図書館利用者の利便性向上を図るため、新たな図書の貸出・返却拠点の設置について検討し、設置に向けた諸調整を行う。	通年
青少年の読書推進	青少年の読書を推進するために、ヤングアダルト向け資料の充実や関係団体と連携したイベントの実施に取り組む。	通年
学校図書館支援センター	学校からの相談対応、要請及び年間計画による訪問の実施により充実した支援を進める。 学習支援用図書の授業での積極的な活用を進める。 小学校5・6年生を対象とした「小学生読書リーダー養成講座」を実施する。	通年
医療情報の提供	課題解決支援として情報提供の充実を図るため、九州がんセンターと連携し、シリーズ化したがんに関する講演会を開催する。	講演会 年1回

図書資料部門（分館）の概要

平成8年の総合図書館の設置を機会に、それまでの市民センター内図書室を総合図書館の分館として位置付け、相互に緊密な連携を図り図書館サービスの充実を図っている。

- (1) 総合図書館との連携
 - ア 図書の選定及び購入の一体化
 - (ア) 収集方針に基づき、各館・部門において選定
 - (イ) 発注、購入事務は、総合図書館で一括管理、整備基準も同一
 - イ サービス方法の一体化
 - (ア) 同一の電算オンラインシステムによる登録、貸出、返却（図書貸出カード各館共通利用）
 - (イ) 図書の相互貸借による効率的利用
 - (ウ) レファレンス業務の有機的連携
 - (エ) 全市的な予約受付による迅速な資料提供
 - ウ 各種読書行事の共同開催
 - エ 連絡会、研修会等の開催
 - オ 連絡車を毎日運行

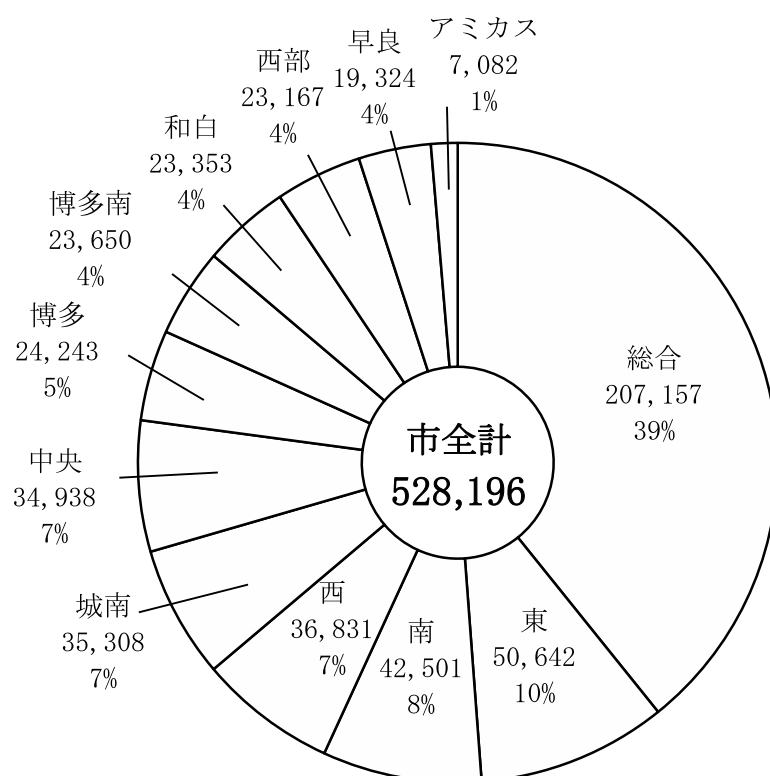
(2) 蔵書及び奉仕活動

各館の図書収容能力は約60,000冊である。一般図書については、教養、家事、趣味、小説などを主として、特に女性や高齢者対象の実用書も充実している。児童図書は誰でも気軽に親しみやすい絵本、物語、むかしばなし、童話や紙芝居などを所有している。また「おはなし会」その他の読書行事等を実施し、地域での読書普及活動に努めている。

総合図書館・分館の活動及び実績

(1) 資料の利用状況

令和2年度個人登録者数 館別構成（単位：人）



ア 個人登録者数

区 分		令和2年度	構成比	令和元年度	平成30年度
総合図書館	児童	11,362	5.5%	12,251	12,465
	生徒	13,108	6.3%	13,385	13,490
	一般	182,687	88.2%	175,782	167,960
	計	207,157	—	201,418	193,915
東図書館	児童	4,717	9.3%	4,860	4,770
	生徒	4,342	8.6%	4,061	3,657
	一般	41,583	82.1%	38,842	35,294
	計	50,642	—	47,763	43,721
和白図書館	児童	1,170	5.0%	1,326	1,407
	生徒	1,811	7.8%	1,935	2,033
	一般	20,372	87.2%	19,702	18,923
	計	23,353	—	22,963	22,363
博多図書館	児童	1,735	7.2%	1,825	1,821
	生徒	1,622	6.7%	1,654	1,616
	一般	20,886	86.2%	19,760	18,675
	計	24,243	—	23,239	22,112
博多南図書館	児童	1,858	7.9%	2,037	2,190
	生徒	2,017	8.5%	1,984	1,895
	一般	19,775	83.6%	18,940	18,003
	計	23,650	—	22,961	22,088
中央図書館	児童	1,720	5.0%	1,783	1,831
	生徒	1,629	4.7%	1,615	1,544
	一般	31,589	90.4%	30,112	28,498
	計	34,938	—	33,510	31,873
南図書館	児童	2,924	6.9%	3,194	3,098
	生徒	3,264	7.7%	3,412	3,449
	一般	36,313	85.4%	35,024	33,217
	計	42,501	—	41,630	39,764
城南図書館	児童	2,553	7.1%	2,799	2,867
	生徒	3,078	8.7%	3,158	3,172
	一般	29,677	84.1%	28,447	27,102
	計	35,308	—	34,404	33,141
早良図書館	児童	1,541	8.0%	1,621	1,626
	生徒	1,450	7.5%	1,487	1,470
	一般	16,333	84.5%	15,709	15,035
	計	19,324	—	18,817	18,131
西図書館	児童	2,393	6.5%	2,632	2,760
	生徒	3,095	8.4%	3,187	3,266
	一般	31,343	85.1%	30,197	28,856
	計	36,831	—	36,016	34,882
西部図書館	児童	2,247	9.7%	2,442	2,440
	生徒	2,508	10.8%	2,483	2,439
	一般	18,412	79.5%	17,305	15,959
	計	23,167	—	22,230	20,838
分館計	児童	22,858	7.3%	24,519	24,810
	生徒	24,816	7.9%	24,976	24,541
	一般	266,283	84.8%	254,038	239,562
	計	313,957	—	303,533	288,913
福岡市男女共同参画 推進センター アミカス図書室	児童	312	4.4%	295	293
	生徒	296	4.2%	274	244
	一般	6,474	91.3%	6,118	5,745
	計	7,082	—	6,687	6,282
合 計	児童	34,532	6.5%	37,065	37,568
	生徒	38,220	7.2%	38,635	38,275
	一般	455,444	86.2%	435,938	413,267
	計	528,196	—	511,638	489,110

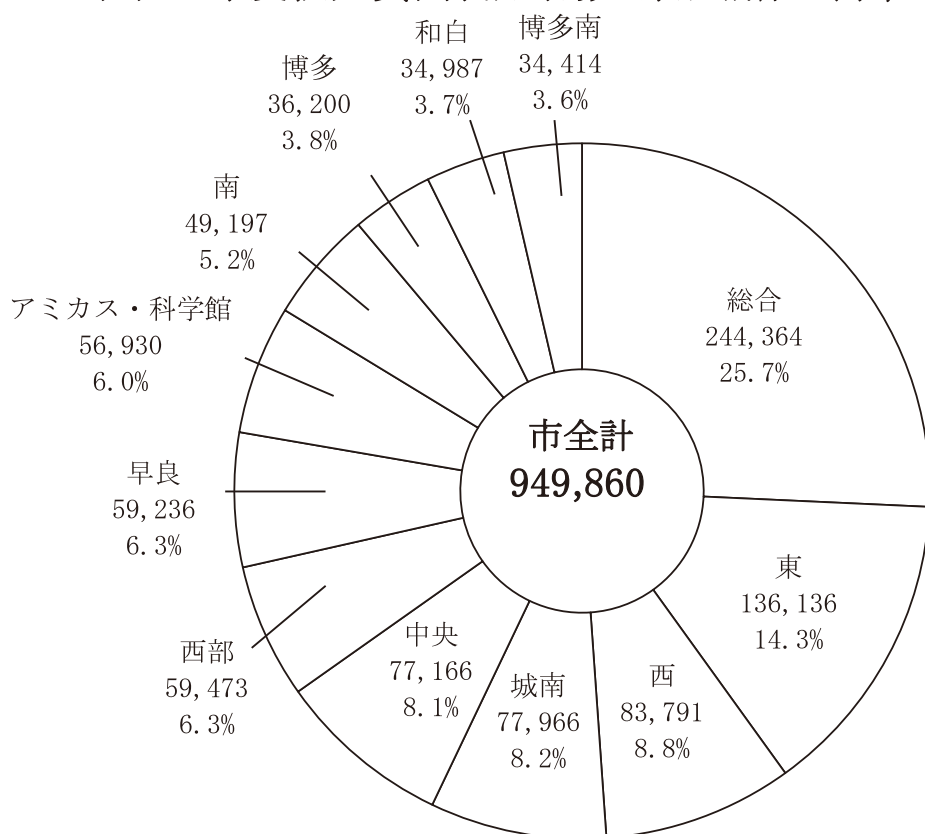
イ 個人貸出利用者数

(単位:人)

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
総合図書館		244,364	301,590	330,387	343,109	361,641	376,771
分館等	東図書館	136,136	167,885	162,910	158,131	130,003	62,232
	和白図書館	34,987	45,813	49,571	49,958	58,082	60,743
	博多図書館	36,200	40,040	39,568	41,250	44,819	48,075
	博多南図書館	34,414	41,386	43,708	44,557	48,303	51,990
	中央図書館	77,166	91,371	90,059	91,343	99,984	103,696
	南図書館	49,197	85,546	86,586	83,251	81,350	87,369
	城南図書館	77,966	94,988	97,157	97,266	99,718	104,822
	早良図書館	59,236	73,255	75,366	73,800	77,502	75,733
	西図書館	83,791	101,881	102,779	101,334	106,919	113,078
	西部図書館	59,473	77,126	80,166	80,496	82,835	86,960
	アミカス・科学館	56,930	58,003	56,145	46,801	42,641	46,039
	計	705,496	877,294	884,015	868,187	872,156	840,737
合 計		949,860	1,178,884	1,214,402	1,211,296	1,233,797	1,217,508

* 科学館が平成29年10月1日開館

令和2年度個人貸出利用者数 館別構成 (単位:人)



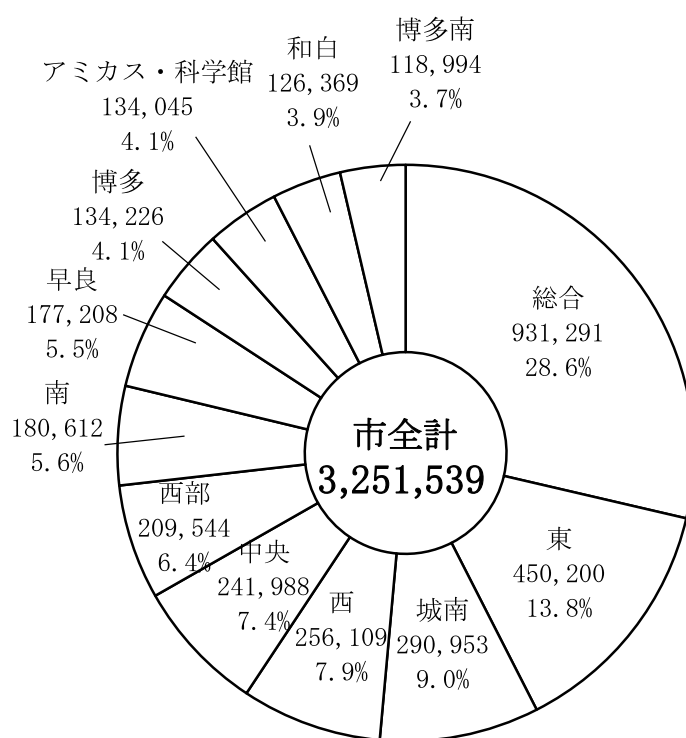
ウ 個人貸出冊数

(単位:冊, %)

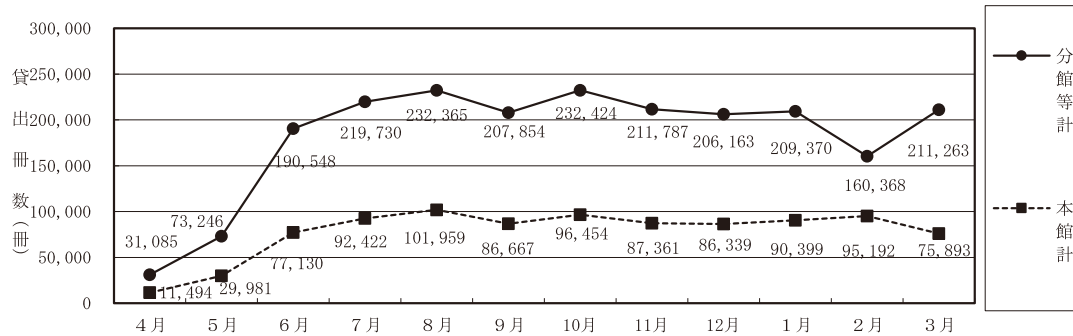
区 分		令和 2 年度			自動貸出機 利用冊数	令和元年度	平成30年度	平成29年度
		一般書	児童書	計				
総 合 図 書 館		636,332	294,959	931,291	445,439 47.8%	1,123,960	1,242,075	1,304,095
分 館 等	東 図 書 館	286,524	163,676	450,200	213,088 47.3%	532,347	515,243	502,724
	和 白 図 書 館	86,382	39,987	126,369	79,040 62.5%	160,798	173,973	179,489
	博 多 図 書 館	80,098	54,128	134,226	69,299 51.6%	144,929	148,040	155,618
	博多南図書館	76,986	42,008	118,994	54,735 46.0%	137,161	148,221	154,437
	中 央 図 書 館	162,099	79,889	241,988	95,878 39.6%	280,192	273,094	279,618
	南 図 書 館	104,526	76,086	180,612	85,032 47.1%	304,312	304,037	298,286
	城 南 図 書 館	187,653	103,300	290,953	139,759 48.0%	354,670	368,646	370,425
	早 良 図 書 館	121,125	56,083	177,208	79,209 44.7%	216,887	221,257	220,887
	西 図 書 館	170,600	85,509	256,109	114,230 44.6%	306,537	308,639	310,436
	西 部 図 書 館	125,410	84,134	209,544	127,886 61.0%	266,777	278,217	284,394
	アミカス・科学館	102,249	31,796	134,045	0 0.0%	129,802	127,531	106,637
	計	1,503,652	816,596	2,320,248	1,058,156 45.6%	2,834,412	2,866,898	2,862,951
合 計		2,139,984	1,111,555	3,251,539	1,503,595 46.2%	3,958,372	4,108,973	4,167,046

※「自動貸出機利用冊数」は、貸出冊数計の内、自動貸出機を利用して貸出された冊数及び貸出冊数計に占める割合

令和 2 年度個人貸出冊数 館別構成 (単位:冊)



エ 月別貸出冊数の推移(令和2年度)



※ 図書特別整理期間 : 令和3年 2月 1日から 2月10日 和白、博多、中央、城南、西図書館
令和3年 2月22日から 2月28日 東図書館

令和3年 2月22日から 3月 3日 博多南、早良、西部図書館

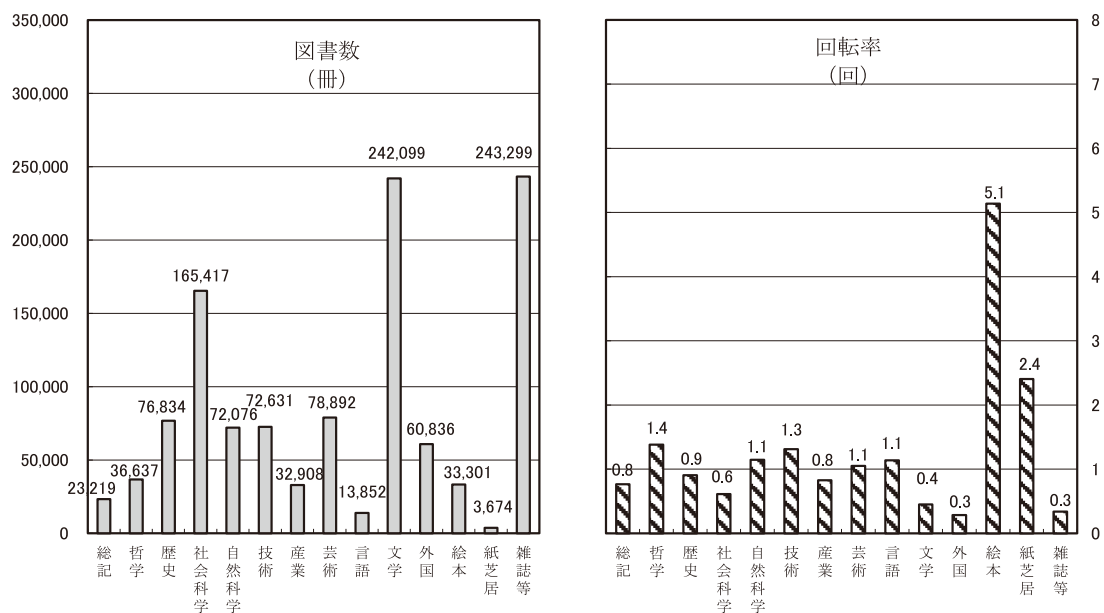
令和3年 3月 8日から 3月15日 総合図書館

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月4日から5月25日まで総合図書館、分館休館

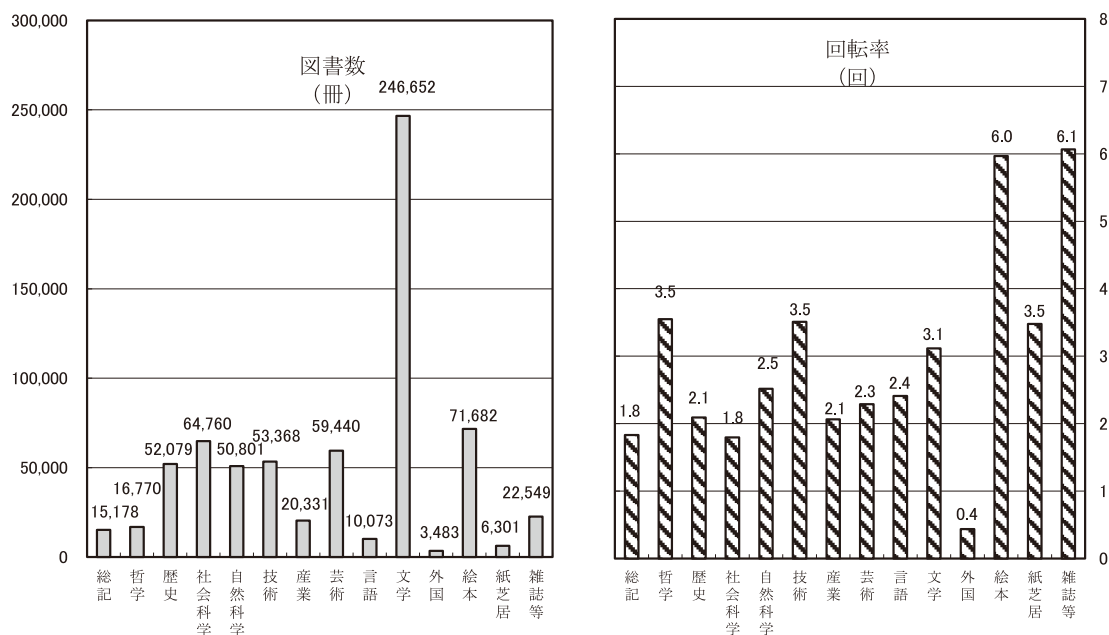
※ 南市民センターの大規模改修工事に伴い、南図書館は令和3年1月5日から令和4年8月上旬(予定)までの間長期休館

オ 貸出可能図書分類別利用状況(令和2年度)

(ア) 総合図書館

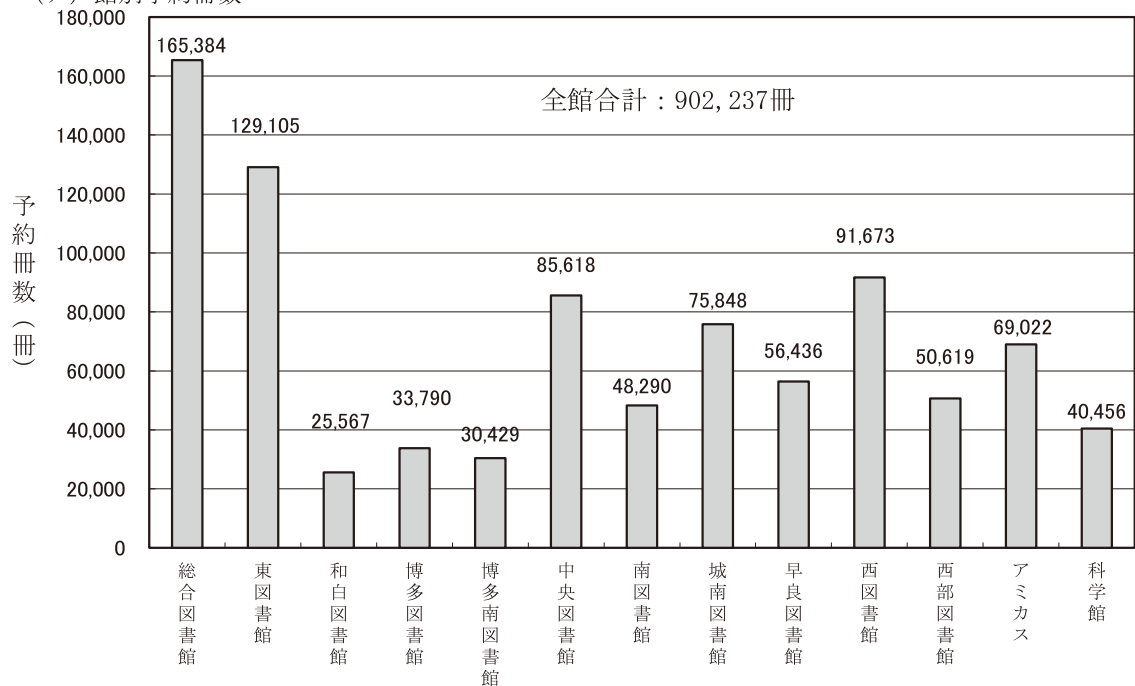


(イ) 分館

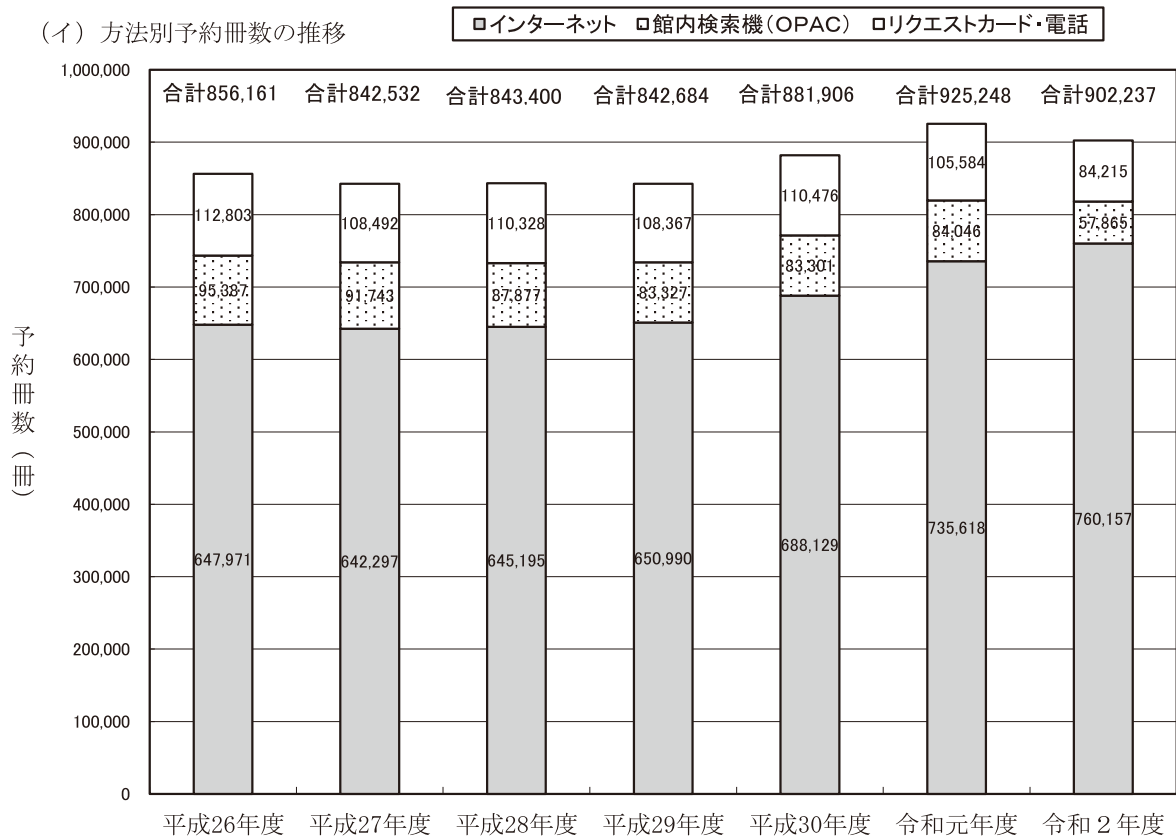


カ 予約（リクエスト）サービス（令和２年度）

(ア) 館別予約冊数



(イ) 方法別予約冊数の推移



(ウ) Web OPAC 検索件数

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
アクセス件数	1,285,267	1,361,398	860,606	717,088

※ インターネットからの蔵書検索回数

(2) 資料の収集状況
ア 図 書

区 分			令和２年度収集			除籍等	令和２年度末 蔵 書 冊 数
			購入	寄贈等	計		
総合図書館	一般	一般図書	4,937	1,642	6,579	11,658	732,214
		参考図書	369	86	455	56	68,167
		国際資料	755	173	928	3	78,321
		郷土資料	368	550	918	1	103,979
		小 計	6,429	2,451	8,880	11,718	982,681
	こども	児童研究資料	620	50	670	208	30,504
		児童資料	1,357	162	1,519	3,943	108,381
		小 計	1,977	212	2,189	4,151	138,885
	団体貸出	一般図書	1,023	68	1,091	426	52,983
		児童図書	2,598	38	2,636	4,104	135,741
		小 計	3,621	106	3,727	4,530	188,724
	計		12,027	2,769	14,796	20,399	1,310,290
	東	一般図書	1,106	781	1,887	130	50,892
児童図書		427	77	504	237	22,450	
小 計		1,533	858	2,391	367	73,342	
和白	一般図書	949	160	1,109	1,543	56,540	
	児童図書	443	34	477	364	23,960	
	小 計	1,392	194	1,586	1,907	80,500	
博多	一般図書	810	103	913	2,676	43,900	
	児童図書	587	32	619	773	21,073	
	小 計	1,397	135	1,532	3,449	64,973	
博多南	一般図書	995	78	1,073	990	48,645	
	児童図書	372	18	390	142	27,439	
	小 計	1,367	96	1,463	1,132	76,084	
中央	一般図書	1,048	201	1,249	661	46,240	
	児童図書	395	29	424	92	19,819	
	小 計	1,443	230	1,673	753	66,059	
南	一般図書	1,048	144	1,192	2,753	43,367	
	児童図書	391	60	451	1,026	17,366	
	小 計	1,439	204	1,643	3,779	60,733	
城南	一般図書	955	170	1,125	686	46,385	
	児童図書	418	45	463	164	19,076	
	小 計	1,373	215	1,588	850	65,461	
早良	一般図書	791	118	909	1,145	43,429	
	児童図書	549	29	578	297	20,799	
	小 計	1,340	147	1,487	1,442	64,228	
準早備良室南	一般図書	17,604	963	18,567	0	18,567	
	児童図書	11,795	149	11,944	0	11,944	
	小 計	29,399	1,112	30,511	0	30,511	
西	一般図書	997	143	1,140	471	42,565	
	児童図書	415	29	444	326	17,328	
	小 計	1,412	172	1,584	797	59,893	
西部	一般図書	927	133	1,060	1,399	53,176	
	児童図書	465	64	529	381	17,291	
	小 計	1,392	197	1,589	1,780	70,467	
分館計		43,487	3,560	47,047	16,256	712,251	
合 計		55,514	6,329	61,843	36,655	2,022,541	

(単位：冊)

令和元年度末 蔵書冊数	平成30年度末 蔵書冊数	平成29年度末 蔵書冊数	平成28年度末 蔵書冊数	平成27年度末 蔵書冊数	平成26年度末 蔵書冊数
737,293	733,346	729,738	726,265	722,174	717,602
67,768	67,182	66,640	66,033	65,330	64,648
77,396	76,372	75,581	74,468	73,315	72,161
103,062	102,138	101,433	100,531	99,739	98,598
985,519	979,038	973,392	967,297	960,558	953,009
30,042	29,503	29,085	28,857	28,541	28,687
110,805	109,248	107,859	108,746	107,689	106,156
140,847	138,751	136,944	137,603	136,230	134,843
52,318	51,858	51,678	51,421	54,458	55,710
137,209	135,497	134,629	133,832	138,542	143,008
189,527	187,355	186,307	185,253	193,000	198,718
1,315,893	1,305,144	1,296,643	1,290,153	1,289,788	1,286,570
49,135	46,371	43,788	41,853	37,809	43,729
22,183	21,812	20,824	19,468	17,260	18,720
71,318	68,183	64,612	61,321	55,069	62,449
56,974	55,167	54,326	54,282	53,976	53,737
23,847	24,160	23,161	22,795	22,789	22,428
80,821	79,327	77,487	77,077	76,765	76,165
45,663	44,390	43,545	44,347	44,927	44,804
21,227	21,393	20,993	20,959	20,671	20,294
66,890	65,783	64,538	65,306	65,598	65,098
48,562	47,103	46,515	46,991	47,258	47,687
27,191	28,204	27,680	27,723	27,498	27,621
75,753	75,307	74,195	74,714	74,756	75,308
45,652	45,332	44,805	45,385	45,328	46,439
19,487	20,683	20,133	20,035	20,004	20,138
65,139	66,015	64,938	65,420	65,332	66,577
44,928	44,089	43,118	45,531	46,193	45,965
17,941	18,510	17,549	18,071	17,894	17,630
62,869	62,599	60,667	63,602	64,087	63,595
45,946	45,025	44,863	44,893	45,073	45,267
18,777	19,302	19,015	18,936	18,847	18,557
64,723	64,327	63,878	63,829	63,920	63,824
43,665	42,675	41,742	41,134	40,422	40,058
20,518	20,600	19,798	19,477	19,329	19,066
64,183	63,275	61,540	60,611	59,751	59,124
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
41,896	40,404	40,661	41,194	43,181	42,873
17,210	18,039	17,762	18,058	18,584	18,175
59,106	58,443	58,423	59,252	61,765	61,048
53,515	52,247	51,967	52,082	51,701	50,993
17,143	17,908	17,175	16,907	16,595	16,286
70,658	70,155	69,142	68,989	68,296	67,279
681,460	673,414	659,420	660,121	655,339	660,467
1,997,353	1,978,558	1,956,063	1,950,274	1,945,127	1,947,037

イ 逐次刊行物収集一覧(令和3年4月1日現在)

区 分	購 入						その他の寄贈	
	雑 誌		新 聞		法令集 追 録	国会議 事録他	雑誌	新聞
	日本	外国	日本	外国				
総 合	449種	45種	46種	17種	6種	2種	543種	13種
東 京	69種	—	7種	—	—	—	5種	7種
和 白	98種	—	8種	—	—	—	6種	7種
博 多	62種	—	6種	—	—	—	3種	5種
博 多 南	74種	—	6種	—	—	—	1種	6種
中 央	71種	—	6種	—	—	—	4種	6種
南 部	—	—	—	—	—	—	—	—
城 南	64種	—	6種	—	—	—	5種	6種
早 良	65種	—	6種	—	—	—	2種	7種
西 部	60種	—	6種	—	—	—	1種	6種
西 部	63種	—	7種	—	—	—	3種	8種

ウ マイクロフィルム (令和3年4月1日現在) (単位：巻)

新 聞	雑 誌	明治期刊行図書	官 報	一般資料	計
6,127	53	16,358	1,079	722	24,339

エ オンラインデータベース (令和3年4月1日現在) タイトル数 7 種類

(3) その他の利用状況

ア 個人貸出部門

(ア) 相談事務 (令和2年度)

① 主題別部門

(単位：件)

区 分	窓口相談	電話相談	文書相談	電子メール	計
レ フ ァ レ ン ス	13,480	9,229	15	71	22,795
利 用 案 内	6,982	2,400	2	31	9,415
計	20,462	11,629	17	102	32,210

レファレンスの部門別内訳

(単位：件)

区 分		所蔵調査	書誌調査	文献調査	事実調査	計
一般参考 部 門	口 頭	243	3	80	18	344
	電 話	46	5	30	3	84
	文 書・FAX	0	0	0	0	0
	電子メール	2	0	2	1	5
	計	291	8	112	22	433
人文科学 部 門	口 頭	5,183	29	1,441	9	6,662
	電 話	5,588	91	667	19	6,365
	文 書・FAX	0	1	8	0	9
	電子メール	15	0	24	1	40
	計	10,786	121	2,140	29	13,076
社会科学 部 門	口 頭	1,715	10	364	5	2,094
	電 話	952	11	195	0	1,158
	文 書・FAX	0	0	5	0	5
	電子メール	11	2	8	1	22
	計	2,678	23	572	6	3,279
自然科学 部 門	口 頭	1,204	5	344	1	1,554
	電 話	785	27	175	1	988
	文 書・FAX	1	0	0	0	1
	電子メール	1	0	2	1	4
	計	1,991	32	521	3	2,547
国際資料 部 門	口 頭	1,910	5	554	103	2,572
	電 話	452	1	142	7	602
	文 書・FAX	0	0	0	0	0
	電子メール	0	0	0	0	0
	計	2,362	6	696	110	3,174
国連資料 部 門	口 頭	124	0	68	62	254
	電 話	18	0	4	10	32
	文 書・FAX	0	0	0	0	0
	電子メール	0	0	0	0	0
	計	142	0	72	72	286
計	口 頭	10,379	52	2,851	198	13,480
	電 話	7,841	135	1,213	40	9,229
	文 書・FAX	1	1	13	0	15
	電子メール	29	2	36	4	71
	計	18,250	190	4,113	242	22,795

②ポピュラー部門（令和２年度）（単位：件）

区 分	窓口相談	電話相談	計
レファレンス	7,882	1	7,883
利用案内	10,566	4,024	14,590
計	18,448	4,025	22,473

③こども図書館（令和２年度）（単位：件）

区 分	窓口相談	電話相談	電子メール	計
レファレンス	3,752	28	3	3,783
利用案内	3,191	14	0	3,205
計	6,943	42	3	6,988

④各分館（令和２年度）

（単位：件）

区 分	東		和白		博多		博多南		中央		南		城南		早良		西		西部		計	
	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話
レファレンス	3,108	1,605	928	248	1,045	261	702	590	2,966	836	828	471	4,360	1,420	2,909	701	2,319	548	3,635	1,093	22,800	7,773
利用案内	4,672	4,039	567	790	603	906	688	1,028	4,130	2,901	964	1,439	15,702	4,424	6,641	2,840	1,871	1,188	4,179	1,551	40,017	21,106
計	7,780	5,644	1,495	1,038	1,648	1,167	1,390	1,618	7,096	3,737	1,792	1,910	20,062	5,844	9,550	3,541	4,190	1,736	7,814	2,644	62,817	28,879

⑤国立国会図書館のレファレンス協同データベース登録状況

（単位：件）

区 分	令和２年度	令和元年度	平成30年度
事例登録数	125	110	113
事例被参照数	253,524	212,402	129,949

※全国の図書館等がレファレンス事例を登録し、図書館員や一般利用者に提供するシステム

(イ) 複写サービス

（単位：枚）

区 分	令和２年度	令和元年度	平成30年度
電子（モノクロ） （CD-ROM含む）	172,028	249,613	261,799
電子（カラー）	1,778	3,875	2,915
マイクロフィルム	5,059	9,483	13,299
計	178,865	262,971	278,013

(ウ) マイクロフィルム等閲覧件数

（単位：件）

区 分	令和２年度	令和元年度	平成30年度
マイクロフィルム	456	1,815	1,814
オンラインデータベース	753	1,127	1,233
インターネット	126	5,756	7,095

※郷土資料は除く。

(エ) 国立国会図書館 デジタル化資料送信サービス利用状況

区 分	令和２年度	令和元年度	平成30年度
利用者数（人）	127	202	160
複写タイトル数（件）	225	287	515
【再計】複写枚数（枚）	3,289	2,668	2,632

※国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手困難な資料が対象
（平成26年1月21日～ サービス開始）

(オ) ボランティア活動実績

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
登録者	46人	74人	68人
1日平均活動人数	3.06人	4.35人	5.78人
1回あたりの平均活動時間	2時間3分	1時間45分	1時間42分
総活動時間	1,545時間	2,070時間	2,856時間

イ 団体貸出部門

(ア) 登録団体(各年度：4月1日現在)

区 分	令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度	
	団体	会員数	団体	会員数	団体	会員数	団体	会員数	団体	会員数
公 民 館	62	6,697	62	6,415	62	6,572	61	6,473	61	6,526
留守家庭子ども会	129	15,923	129	16,565	129	16,132	127	15,511	126	14,914
集 会 所 等	91	12,480	86	12,144	78	11,252	73	10,590	65	9,892
学校・PTA	79	32,137	79	30,302	78	30,352	78	29,848	76	28,270
高齢者施設等	58	28,129	59	28,120	49	21,352	47	21,369	47	21,272
計	419	95,366	415	93,546	396	85,660	386	83,791	375	80,874

(イ) 区別登録団体数(各年度：4月1日現在)

区 分	東	博多	中央	南	城南	早良	西	計
令和3年度	77	39	42	54	35	101	71	419
令和2年度	77	38	40	53	34	104	69	415
令和元年度	73	38	39	50	33	99	64	396
平成30年度	73	38	36	48	33	96	62	386
平成29年度	72	36	31	47	34	94	61	375

(ウ) 団体貸出状況

区 分	児 童		一 般		計	
	配本冊数	利用冊数	配本冊数	利用冊数	配本冊数	利用冊数
令和2年度	146,138	175,465	23,675	29,070	169,813	204,535
令和元年度	176,127	211,355	31,021	37,218	207,148	248,573
平成30年度	180,658	216,465	31,848	38,214	212,506	254,679
平成29年度	189,062	226,719	34,178	41,004	223,240	267,723
平成28年度	197,940	236,969	34,810	41,768	232,750	278,737

ウ 電子図書館部門

インターネットを通じて、パソコンやタブレット、スマートフォン等から電子書籍を無料で借りて読むことができる電子図書館を令和3年3月3日に開館した。

利用対象者は、福岡市内に在住している人、又は福岡市内に通勤、通学している人で、有効な総合図書館貸出カードを持っている人である。

電子書籍の利用状況等

(ア) 貸出人数(各年度：3月31日現在) (単位：人)

	令和2年度
電子書籍	2,881

(イ) 貸出点数(各年度：3月31日現在) (単位：点)

	令和2年度
電子書籍	6,997

(ウ) コンテンツ数(各年度：3月31日現在) (単位：点)

	令和2年度
電子書籍	7,549

※上記(ア)～(ウ)について、令和2年度は令和3年3月3日～令和3年3月31日までの期間の数値である。

(4) 読書普及活動 (令和2年度)

ア 読書行事

総合図書館

行 事 名		期 日	内 容	講師等(敬称略)	回 数	延べ 参加人数等	
ボ ラ ン 読 書 講 座 活 動 ア	絵本の読み 聞かせコース	9月16日(水)	読み聞かせの基本	佐賀女子短期大学名誉教授 白根恵子	6	116	
		9月29日(火)	読み聞かせの実演	福岡おはなしの会会員			
		10月13・16日 のうち1日	読み聞かせの実習	〃			
		10月20・23日 のうち1日	〃	〃			
お は な し 会		毎週土曜日→中止 日曜日→中止 ※7月12日(日)のみ実施	幼児から小学生を対象に、おはなし、絵本の読 み聞かせ、紙芝居等	図書館職員 福岡おはなしの会会員	1	47	
こぐまちゃん おはなし会		毎月第2金曜日 →中止	0～2歳児と保護者を対象に、わらべうた、絵 本の読み聞かせ等	福岡おはなしの会会員	—	—	
こ だ も の 日 特別おはなし会		4月26日(日)→中 止	幼児から小学生を対象に、絵本の読み聞かせ、 工作、わらべうた等	福岡おはなしの会会員	—	—	
一日おはなし会		7月26日(日)→中 止	幼児から小学生を対象に、おはなし、絵本の読 み聞かせ等	福岡おはなしの会会員 (共催)	—	—	
クリスマス 特別おはなし会		12月20日(日)	幼児から小学生を対象に、おはなし、絵本の読 み聞かせ、パネルシアター、パズルあそび等	福岡おはなしの会会員	1	66	
小学生読書リーダー 養成講座		9月～12月	小学5～6年生を対象に、読書の意義、図書館 の本の探し方、絵本の読み聞かせ等の講習を行 い、学校図書館活動の実践での活用を図る。	講座資料により各小学校で実施	—	427 (認定者数)	
夏休み図書館の 達人講座		中止	小学4～6年生を対象に、夏休みの自由研究等 にも役立つ図書館を利用した調べ学習の方法を学 ぶことで、図書館の利用に関する基本的知識の習 得を図る。	図書館職員	—	—	
福岡市ブックスタート事業 「絵本ふれあいタイム」 ボランティア研修会		中止	乳幼児の4か月児健診の機会に赤ちゃんに絵本 を手渡すブックスタート事業で、絵本の読み聞か せの楽しみ方や赤ちゃんとの遊び方等を説明、実 演するボランティアの研修会	出原道恵 (NPOブックスタート) 八尋理恵 (太宰府おはなし会代表)	—	—	
読書ノートの配付		こども読書週間 (4/23～5/12)、福 岡市子どもと本の日 (毎月23日)に配付	読んだ本の感想や読みたい本等をメモする読書 ノートを配付し、子どもの読書を支援する。			15	333
九州がんセンター がん講演会		12月15日(火)	口腔ケアとがん治療	九州がんセンター 歯科口腔外科医長 福元 俊輔	1	17	
起業・経営相談会		7月12日(日)から 3月28日(日)まで	ビジネス支援のひとつとして中小企業診断士に よる起業・経営相談会を実施 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 令和2年4月～6月は中止	中小企業診断士 (一般社団法人 福岡県中小企業 診断士協会)	18	11	
高校生を対象とした国連に 関する講演会・ワークショ ップ		11月29日 (日)	九州地域の高校生を主な対象とし国連の活動に ついて周知を図るとともに地球規模の課題と人生 計画プランニング手法を学ぶ。 ※令和2年度で第6回目の開催となったが、コ ロナ禍のため、オンラインで開催した。	日本国際連合協会福岡県本部 国連フォーラム九州支部	1	5(高校生) 9(大学生)	

分館

分館名	行事名	回数	参加人数	分館名	行事名	回数	参加人数
東図書館	起業・経営相談会	14	9	中央図書館	冬のおはなし会	1	48
	馬頭琴の音色を楽しむ	1	30		大人のための読書会「ヨルドク」	3	14
	がんについての情報講座「知ることから始めよう乳がんのこと」	1	27		中村哲氏活動記録パネル展示	1	—
	司書のためのスキルアップ講座「ブックトーク講座」	1	23		中村哲氏一周忌記念事業	1	223
	生き活き講座in東図書館「お口の健康」	1	12	南図書館	どうようおはなし会	13	114
	創業セミナー	1	6		レシート芯工作	1	6
	知的書評バトル ビブリオバトル	1	22		ため蔵しおりシールラリー	1	145
	ツキイチブックカフェ	3	23		工作教室（紙コップでつくるハロウィンパケツ！！）	1	26
	好きなお花で作る2つのハーバリウム	2	17	城南図書館	どうようおはなし会	1	10
	読むことを哲学する時間 R e : c o r d	1	53		ミニミニおはなし会	2	4
	ミモザのリースづくり	1	16		秋のおまたせおはなし会	1	30
	多肉植物の寄せ植え教室	1	9	早良図書館	ちょこっとおはなし会	3	22
	クリスマスリースアレンジ	1	10		本の福袋	2	165
	しめ縄作り	1	10		センター文化祭 100冊の絵本の展示・除籍本の頒布会・うさ子ちゃんと撮影会	1	165
	おばけぬりえ	1	—		うさ子ちゃんぬり絵	1	68
	ブロックなぞぬりえ	1	—		おうち展（おうちじかんに作った宝ものの展）	1	22
和白図書館	どうようおはなし会	2	13	西図書館	どうようおはなし会	1	12
	クリスマスおはなしかい	1	6		冬のおはなし会	1	4
博多図書館	どうようおはなし会ミニ	1	0		図書館で発表会	1	12
	あきのおはなし会ミニ	1	6	西部図書館	どうようおはなし会	7	113
	ふゆのおはなし会ミニ	1	7		赤ちゃんおはなし会（毎月第1水曜日）	3	45
	図書館見学	2	120		秋のおはなし会	1	17
博多南図書館	どうようおはなし会	2	9		文化講座（福岡アジア美術館を知ろう）	1	6
	ふゆのおはなし会	1	27				
	SDGS関連本展示	4	—				
	YA夏の100冊 展示	1	—				
	YA春のおすすめ 『贈る言葉』	1	—				
	第21回図書館を使った調べる学習賞コンクール入賞作品展示	1	—				
	科学道100 2020 展示	1	—				

イ 展示

展示部門	月	内 容	月	内 容	月	内 容
ポピュラー部門	4月	春、とりどり	4月	福岡市文学賞	4月	
	5月	〃	5月	〃	5月	
	6月	音楽	6月	空と天気と宇宙	6月	
	7月	スポーツの日にちなんだ	7月	夏を楽しむ	7月	
	8月	わくわく動物ランド	8月	2020年上半期芥川賞・直木賞	8月	
	9月	アジアワンチーム “アジアンパーティ”	9月	アジアワンチーム 教えてください あなたのおすすめのアジア	9月	
	10月	図書館で新発見	10月	福岡の歴史を知ろう	10月	Y A会展示
	11月	お仕事本A t o Z	11月	〃	11月	
	12月	新書を読もう	12月	世界エイズデーにちなんだ	12月	年末年始展示
	1月	〃	1月	本の福袋2	1月	追悼 半藤一利さん
	2月	映画の世界にとっぷり浸かってみる	2月	あの人の人生を読む	2月	
	3月	食	3月	ゲームで読書しませんか？ ～ボードゲーム、カードゲーム、 TRPGからデジタルゲームまで～	3月	
	通年展示：写真集 (注) 11月27日（金）～12月13日（日）図書館&美術館コラボレーション 藤田嗣治と彼が愛した布たち 2月3日（水）～3月30日（火）県内一斉展示（Y A向け展示企画）ゲームで読書しませんか？					
こ 図 書 館	4月	わくわくドキドキ	8月	夏休みの本だな	12月	おいしいな☆たのしいな
	5月	元気になあれ！	9月	アジア	1月	〃
	6月	〃	10月	みんなのたからもの	2月	〃
	7月	夏休みの本だな	11月	〃	3月	はるがいっぱい
	通年 特別展示 科学道100冊					
主 題 別 門		人 文		社 会		自 然
	4月	世界の民話・神話	通信	すまい		図書館をつかいたおそ う！
	5月	〃	〃	〃		感染症とウイルスを知ろ う
	6月	報道・ジャーナリズム	日本の財政	造園		〃
	7月	暮らしの手しごと ～伝統工芸～	交通	昆虫すごい！ ～魅惑的な昆虫の世界～		夏休み特別企画 「その宿題、図書館が応援 します！」 「図書館を使った調べる 学習コンクール」
	8月	世界を探検！	祭	海		〃
	9月	クラシック音楽 ～心にやすらぎを～	暮らしの安心	S T O P！地球温暖化		アジア ワンチーム！ (アジアンパーティ関 連)
	10月	「私の探した〇〇のおたから本」	知の宝庫で調べる	医療情報をあつめよう		研究成果の紹介2020 (図書館マンス関連イベン ト)
	11月	International Games Week 2020	パートナー	アレルギー		International Games Week 2020
	12月	作家の横顔	ジェンダー～ともに生きる社会 ～	農業のすすめ		選挙と政治
	1月	言葉・手紙	ドイツ	城！		本の福袋
	2月	デザイン	法を考える	ミクロの世界		S D G s
	3月	〃	〃	〃		〃
	8月1日(土)～8月30日(日) 「戦争と平和」コーナー					
	10月7日(水)～12月27日(日) 藤田嗣治に関する本の展示(市美術館特別展「藤田嗣治と彼が愛した布たち」と連携)					
	通年展示 がん情報コーナー					
国際資料部門	4月	世界の神話・民話・おとぎ話	8月	平和を考える	12月	アジアの文学
	5月	〃	9月	アジア ワンチーム！	1月	中央アジアが面白い
	6月	日本の建築(城・寺社)	10月	おたから in Fukuoka	2月	S D G s を考える
	7月	イスラムを訪ねる	11月	三島由紀夫 生誕95周年・ 没後50周年	3月	〃
国連寄託 図書館	4月	S D G s	8月	世界人道デー	12月	国連×人権
	5月	〃	9月	国連×アジア	1月	2021年国際年
	6月	環境	10月	おたから in 国連	2月	S D G s
	7月	世界人口デー	11月	女性に対する暴撤廃の国際デー	3月	〃
本の森1	4月	球春到来(野球・サッカー)	8月	2020年もビートルズ	12月	選挙と政治
	5月	家で過ごそう	9月	アジア ワンチーム！	1月	本の福袋
	6月	〃	10月	福岡文学散歩	2月	S D G s
	7月	Castle, Temple, 造園	11月	〃	3月	〃
本の森2	4月		8月	レンズを通して見た世界	12月	読んで楽しむ！ミュージカル
	5月	S D G s	9月	アジア ワンチーム！	1月	2021年はどんな年？
	6月	緑に親しもう、緑を育てよう	10月	あなたの推し本教えてください！	2月	絵本での癒しをあなたに ～大人にもおすすめの絵本の 展示～
	7月	今年は本で楽しむ「博多祇園山笠」	11月	International Games Week 2020	3月	〃

(5) 各種図書館間協力ネットワーク

ア 相互貸借（令和２年度）

（単位：冊）

貸借	館種	国立国会図書館	福岡県内				福岡県外	計
			福岡県立	大学	その他	小計		
借入		13	1,505	199	4,118	5,822	448	6,283
貸出		0	227	57	3,270	3,554	434	3,988
計		13	1,732	256	7,388	9,376	882	10,271

イ 大学図書館とのネットワーク

公共図書館で所蔵していない専門書や学術書等の資料を幅広く市民に提供するため、福岡市に所在する8大学の図書館と相互貸借を行っている。

（ア）経過（相互貸借開始日）

平成13年3月2日 九州大学中央図書館
 平成14年10月1日 九州大学六本松分館、医学分館、九州芸術工科大学図書館（九州大学芸術工学分館）
 福岡工業大学附属図書館、福岡歯科大学情報図書館、福岡女学院大学図書館
 平成16年5月1日 西南学院大学図書館
 平成16年10月1日 九州産業大学図書館
 平成17年4月1日 福岡女子大学附属図書館
 平成18年4月1日 中村学園大学図書館
 平成18年11月1日 福岡大学図書館
 平成20年4月1日 九州大学理系図書館、筑紫分館
 平成21年2月18日 九州大学六本松分館閉館
 平成21年4月1日 九州大学理系図書館が伊都図書館に改名
 平成30年3月31日 九州大学と相互貸借に関する申し合わせを解消（相互貸借は継続）

（イ）相互貸借実績（令和２年度）

借受 170冊 貸出 28冊 （市内の大学分のみ再掲）

ウ 他施設図書室とのネットワーク

各分館の他に下記の図書室とネットワークを結び、利便性の向上等を図っている。

※注 A：総合図書館・分館が所蔵する本 B：各図書室それぞれが所蔵する本

区分	名称	福岡市男女共同参画推進センター（アミカス）図書室	公益財団法人博多駅地区土地区画整理記念会館図書室	福岡市科学館
	所在地	福岡市南区高宮3丁目3番1号	福岡市博多区博多駅前四丁目23番9号	福岡市中央区六本松四丁目2-1
	TEL/FAX	(092) 534-7593／534-7595	(092) 474-0102／474-0102	(092) 731-2525／731-2530
総合・分館の館内検索機の設置		○	○	○
総合図書館ホームページでの蔵書検索		○ （予約や貸出延長等も可能）	×	×
貸出カードの共通化		○ （総合・分館と同じ貸出カード）	×	×
Aの各図書室での返却受付		○	○ （本を総合・分館に送付するのみ）	○
Aの各図書室での予約本の受取		○	×	○
Bの総合・分館での返却受付		○	○ （本を会館図書室に送付するのみ）	×
Bの総合・分館での予約本の受取		○	×	×

エ 広州市図書館との協力と交流に関する覚書締結

福岡市広州市友好都市締結40周年を記念して、令和元年10月に広州図書館において、図書の相互交換を主な内容とする「福岡市総合図書館と広州図書館の協力と交流に関する覚書」を締結した。また、福岡市を本で紹介する「本と旅する福岡」展を開催し、展示した215冊を同館へ寄贈した。

(6) 館外での図書貸出・返却サービス

平成22年8月から利用者の利便性の向上を図るため、総合図書館および各分館などの図書館（室）閉館時間にも本の返却が出来る図書返却ポスト及び返却拠点の設置を進めている。

また、自宅で図書の受け取りができる有料宅配サービスも行っている。

	設置場所	受付時間（営業時間）	2年度 返却冊数	元年度 返却冊数	設置 年月	備 考
返 却	地下鉄「博多駅（博多口）」 お客様サービスセンター （定期券うりば）	月曜～土曜 7:00～20:00 日曜・休日 9:00～20:00 休業日 1月1～1月3日	29,523	44,476	22年8月	ビデオ、DVD、CD、カセット 及び他市等の図書館から取り寄せ た貸出資料は返却不可
	地下鉄「別府駅」 お客様サービスセンター （定期券うりば）	月曜～土曜 7:00～19:00 休業日 日・休日及び 1月1～1月3日	15,304	19,265	22年8月	同 上
	情報プラザ （福岡市役所本庁舎1階）	毎 日 9:00～20:00 休業日 12月31日～1月3日	25,601	36,321	22年8月	同 上
	早良区入部出張所 （玄関前設置）	24時間利用可 年中無休	5,817	8,387	24年4月	同 上
	ときめきショップ トライ （西鉄薬院駅ビル1階）	月曜～金曜 10:00～18:00 休業日 土日・年末年始	5,371	6,926	24年4月	同 上 （ただし、付録DVD・CDに限り返 却可） ※H30.7.2より再開
	ハートフルショップ m o m o （地下鉄西新駅構内）	月曜～金曜 10:00～20:00 土曜 10:00～19:00 休業日 日・休日・年末年始	13,270	16,788	24年4月	同 上
	福岡県立図書館	開館時間中	5,145	6,048	24年10月	ビデオ、DVD、CD、カセット 及び他市等の図書館から取り寄せ た貸出資料は返却不可
	木の葉モール橋本	施設駐車場利用可能時間 7:00～24:00	41,211	62,202	26年4月	同 上
	ふくふくプラザ 福祉図書・情報室 （返却ポストは施設玄関前に設置）	図書室 10:00～18:00 返却ポスト 8:30～21:00 ＊ 毎月第3火曜日と12/28は 8:30～18:00 休館日 毎月第3火曜日 12月28日～1月3日	12,696	15,249	27年4月	同 上 （ただし、窓口にて付録DVD・C Dに限り返却可）
	九州がんセンター（新館） （時間外受付入口そば設置）	24時間利用可	4,662	5,641	28年4月	ビデオ、DVD、CD、カセット 及び他市等の図書館から取り寄せ た貸出資料は返却不可
貸 出	アイランドシティ センターマークスゲート （1階共用通路に設置）	24時間利用可	4,244	—	2年8月	同 上
	有料宅配サービス	リクエストカード・電話受付	74件 （貸出件数）	60件 （貸出件数）	24年4月	郵送料は利用者負担

(7) 学校図書館支援センター

各学校が、学校図書館を効果的に運用できるように、平成27年4月1日、総合図書館内に学校図書館支援センターを開設し、学校図書館関係者を対象として、「情報」「ひと」「もの」の3点から支援を行っている。

ア 支援体制

(ア) 支援職員：3人（助言等を行う職員1人、専門的な知識を持つ職員2人）

(イ) 支援センター開館時間：月曜日～金曜日 10：00～18：00

(ウ) 支援センター休館日：土曜日・日曜日・休日・年末年始（12月28日～翌年1月4日）

イ 支援実績（令和2年度）

(ア) 学校図書館を「情報」の観点から支援

- ・平成27年4月に「学校図書館支援センターホームページ」を開設し、各種情報を配信中
- ・平成27年6月に「学校図書館支援センターだより」を創刊し、創刊号～第15号までを発行

(イ) 学校図書館を「ひと」の観点から支援

内 容	区 分	令和2年度
学校図書館の運営に関する相談業務	相談業務	175件
学校の要請に応じた訪問指導	要請訪問	10回
学校司書の配置に応じた計画訪問	計画訪問	74回

(ウ) 学校図書館を「もの」の観点から支援

- ・学習支援用図書（調べ学習や読書活動に適した図書）の貸出を行い、調べ学習の支援を行った。

内 容	令和2年度	
	小学校	中学校
学習支援用図書数	2,350冊/ 159セット	457冊/ 45セット
登録校数	139校	40校
貸出校数	62校	7校
貸出回数	141回	12回
貸出冊数	5,793冊	542冊

(エ) 「小学生読書リーダー」活動推進事業の実施

- ・「小学生読書リーダー」養成講座を実施し、受講した児童を「小学生読書リーダー」に認定することにより、それぞれの学校での読書活動推進につなげる。

内 容	期 日	令和2年度
小学5～6年生を対象に、読書の意義、図書館の本の探し方、絵本の読み聞かせ等の講習を行い、学校図書館活動の実践での活用を図る。	9月～12月	427人 (認定者数)

※ 20ページ「ア読書行事」の再掲

2. 文書資料部門

文書資料部門の概要

(1) 基本方針

文書資料部門は、歴史的・文化的価値を有する本市の公文書及び行政資料、並びに福岡の歴史に関する古文書資料及び郷土資料を収集・保存し、調査研究を進め、閲覧に供する「本市の資料保存センター」としての役割を果たす。

また、福岡ゆかりの文学資料を収集、整理、保存し、閲覧に供することにより、文学をととして福岡の文化の継承と振興を図る。

(2) 事業概要

ア 公文書等

(ア) 公文書

完結後30年を経過した永年保存文書及び保存期間が満了した文書で歴史的文化的価値があるものを収集・整理、保存、閲覧に供する。

① 収集 福岡市の各公文書規程に基づき行う。

② 整理・保存 資料保存のための燻蒸処理を行い、件名整理及び閲覧制限項目のチェック完了後、検索性目録の作成とマイクロフィルム撮影を行う。

③ 閲覧 完結後30年を経過した公文書を、文書資料室において原則としてマイクロフィルムにより閲覧に供する。

④ 展示 文書資料室において、歴史的公文書の展示を行う。

(イ) 行政資料

主に本市各部局が発行する刊行物等を収集・保存し、文書資料室に排架して閲覧に供する。

(ウ) 市議会議事録類

明治から戦後までの本市議会議事録類を、文書資料室において複製本により閲覧に供する。

イ 古文書資料

古代、中世、近世及び近現代の福岡に係る歴史資料を収集、整理・保存し、閲覧に供するとともに、調査・研究を行う。

① 収集 寄贈、購入等による。

② 整理・保存 燻蒸処理し、収集資料群毎の詳細調査・整理及び補修等を行いマイクロフィルム撮影して、検索性目録を作成する。

③ 閲覧 文書資料室において、原則としてマイクロフィルムと複製本により閲覧に供する。

ウ 郷土資料

近世までは筑前国、近代以降は福岡市を中心とする福岡県内の各分野の資料、及び九州・山口各県の地方史誌等を収集、整理・保存し、閲覧に供するとともに、調査・研究を行う。

① 収集 寄贈、購入等による。

② 整理・保存 図書等の収集資料の分類や装備等（必要に応じて燻蒸処理）を行う。貴重資料はマイクロフィルム撮影を行い、閲覧用複製本を作成する。

③ 閲覧 郷土・特別資料室に排架して閲覧に供する。貴重資料は、原則としてマイクロフィルムと複製本により閲覧に供する。

エ 文学資料

福岡ゆかりの作家等に関する文学資料を収集、整理・保存し、閲覧（一部貸出）に供する。

① 収集 購入、寄贈等による。

② 整理・保存 図書等の収集資料の分類や装備等（必要に応じて燻蒸処理）を行う。

③ 閲覧 郷土・特別資料室に排架して閲覧に供する。

文学館資料は事前申請により一部公開。

④ 貸出 福岡文学スペースに排架して貸出に供する。

⑤ 展示 ギャラリーで文学者の著作、原稿等を展示し観覧に供する。

オ 福岡市文学館事業の運営

図書館を活用した福岡市文学館事業において、企画展・文学講座等を実施し、市民の文学に関する生涯学習活動を支援する。

カ レファレンス業務

レファレンスカウンター4（郷土・特別資料室及び文書資料室）において、各資料に関するレファレンスを行う。

(3) 今年度の主な事業

事業名	内 容	実施時期
公文書目録 令和3年度版	令和2年度までに収集・整理した公文書(永年保存文書・有期限文書)の簿冊及び件名目録をPDFファイルで作成し、図書館ホームページに掲載する。	令和4年3月
歴史的公文書展示	歴史的公文書に対する市民の関心を高め、理解を深めるため、文書資料室において展示を実施する。	令和3年7月
郷土・特別資料室展示	福岡に関する理解を深めるため、レファレンスカウンター4前において、様々なテーマで郷土資料を紹介する。	通 年
古文書資料目録27	令和3年度に収集した古文書資料の検索用目録を作成する。	令和4年3月
文学講座	福岡の文学について、市民の関心を高め、理解を深めるため、文学講座を実施する。	令和3年5月 ～令和4年2月 (年5回)

文書資料部門の活動及び実績

(1) 資料の収集状況(令和3年3月31日現在)

資料内容	公文書	行政資料	古文書資料	郷土資料	文学資料
冊・点数	27,476冊	51,012冊	81,886点	103,979冊	24,251点

※ 郷土資料数は、15ページ「総合図書館・分館の活動及び実績(2)資料の収集状況」中の「郷土資料」蔵書冊数を再掲(逐次刊行物を除く。)

(2) 資料の利用状況(令和2年度)

利用内容	レファレンス	利用案内	閲 覧	複 写
件 数	2,345件	1,368件	54人	55人

※ 閲覧・複写は、文書資料室でのマイクロフィルムの閲覧・複写申請者数

(3) 普及活動(令和2年度)

ア 歴史的公文書展示

月	展示タイトル	来場者数
12月	生をまもる～感染症とのたたかい～	702人

イ 郷土・特別資料室内展示

月	展示内容	月	展示内容
4月	福岡市を掘りまくる	10月	本で旅する福岡
5月		11月	
6月		12月	松本清張を知ろう
7月	お家で読もう! 借りれる“ふくおか”	1月	
8月		2月	
9月	本で旅する福岡	3月	あの時の福岡に、タイムスリップ

ウ 古文書学講座（令和2年度）

期 日	時 間	内 容
新型コロナウイルス感染症の影響により、未開催。		古文書に初めて接する市民を対象に、古文書学の基礎を学ぶ講座を開催。

※くずし字入門講座（古文書学講座参加者の内、希望者を対象に、くずし字解読の基礎を学ぶ講座）の開催も企画したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、未開催。

エ 文学館事業

（ア）展示

行 事 名	期間及び会場	内 容	来場者数
企画展 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、未開催。	—	—	—人
常設展示 「あなたの身近に文学が—福岡文学散歩—」	令和2年 4月1日(水)～ 令和3年 3月30日(火) 会場：総合図書館 1階ギャラリー	野田宇太郎の「文学散歩」に倣い、福岡ゆかりの作家や作品、記念碑を取り上げ、「福岡文学散歩」を試みた。 【展示内容】 「久保サロン」と呼ばれた久保猪之吉旧邸／檀一雄が「生きた」能古島／「主婦作家」夏樹静子が生まれた若久団地など	9,832人

(イ) 講座

行 事 名	期日及び会場	内 容（敬称略）	参加人数
定例文学講座 「ももちはま草紙」第85回	令和2年9月12日（土） 総合図書館3階第1会議室	「中村哲医師の遺した事業と思索—そのモチベーションの源流を辿る」 【講師】 福元満治（図書出版石風社代表、ペシャワール会事務局広報担当理事（前事務局長）） 坂口博（福岡市文学振興事業実行委員会委員）	36人
定例文学講座 「ももちはま草紙」第86回	令和3年2月28日（日） 総合図書館3階第1会議室	「石牟礼道子と渡辺京二 二人の道行き」 【講師】 米本浩二（作家）	53人
常設展示関連講座①	令和2年10月10日（土） 総合図書館3階第1会議室	「檀一雄にみる生きる力」 第1回 檀一雄と太宰治—共通点と相違点 【講師】 浦田義和（久留米大学客員教授、佐賀大学名誉教授）	40人
常設展示関連講座②	令和2年10月31日（土） 総合図書館3階第1会議室	「檀一雄にみる生きる力」 第2回 戦時下の檀一雄—状況と文学 【講師】 浦田義和（久留米大学客員教授、佐賀大学名誉教授）	34人
常設展示関連講座③	令和2年11月14日（土） 総合図書館3階第1会議室	「檀一雄にみる生きる力」 第3回 家族はどこまでゆけるか—『火宅の人』にみる家族 【講師】 坂梨喬（福岡県弁護士、元西南学院大学教授）	36人

(ウ) 福岡市文学館機関誌「文学館倶楽部」（NO.31）発行（3月）

(4) 収集資料（令和2年度）※『令和2年度古文書資料目録26』掲載分

ア 寄贈資料

資 料 群 名	点 数	内 容 等
遠藤栄雅資料（二）	812点	博多・堅町下（明治7年から下堅町、現、博多区下呉服町）の遠藤家に伝来した文書群であり、資料名の栄雅氏は現遠藤家当主である。 遠藤家は、この地で江戸時代から平成2年（1990）まで質店を営んできた。平成17年3月の福岡県西方沖地震で、母屋東側にあった土蔵が破損し、保管していた古文書等を数回に分けて当館に移した。 当館では現在、「遠藤栄雅資料（一）」（『平成29年度古文書資料目録23』所収 福岡市総合図書館発行）として、26件、122点を公開している。 今回の「遠藤栄雅資料（二）」は、1700年代中頃から明治初期に作成された、堅町下の町政関係資料が大部分を占め、ほかに遠藤家家政関係資料がある。
藤史明資料（追加分）	483点	『平成27年度古文書資料目録21』（以下『目録21』と表記）に掲載された藤史明資料の追加分であり、寄贈者の母方の実家である吉浦家に伝来した資料群である。本追加分では、主に吉浦三省（与太夫、紫洲）及び三明（十次郎）に関わる資料が伝来している。 本追加分の目録編成については、『目録21』の目録編成に準じて「1 達、願書類」「2 日記、記録類」「3 学問所」「4 海防、幕末情勢」「5 書簡類」「6 文芸」「7 その他」に大別した。特に、三省（紫洲）が作成した日記類の他、「学館考校調子規則」（資料番号二一）、「学館規則」（資料番号二二）、「居寮規則」（資料番号二三）などの学問所関係の資料の伝来がみられる。

イ 購入資料

資 料 群 名	点 数	内 容 等
明治期出版物資料	246点	明治期に出版された書籍類である。 明治期は近世以来印刷に使用されてきた木版墨摺から活版印刷へと移行していく時期にあたる。その版元は書店を兼ねていることが特徴である。具体的には林斧介（磊落堂）、山崎登（浩然堂）等があげられる。また、版元の緩やかな連携も見られ、連壁社（連壁書楼・連壁書楼製本会社）は明治10年代半ばから後半に、福岡の版元が連合して出版した会社である。明治期の福岡県内の出版物を集積したもので、コレクションの来歴は不詳であるが、近代の、福岡県内の出版事情を窺い知る事ができる資料群である。
三苦又四郎家文書	71点	怡土郡井原（いわら）村（現、糸島市井原）の三苦家のなかでも又四郎正一に始まる家で生成されたとみられる文書群である。三苦家を出所とする資料としてこのほか九州大学が所蔵する大庄屋家の文書や本家の文書、福岡県立図書館がマイクロフィルムによって収集した大庄屋家の文書などが知られている。 本資料の年代は宝暦13年（1763）から文久4年（1864）にわたる。文書64点は主に当家の土地集積、財産分与、福岡藩からの褒賞などに係る内容を有し、卷子4巻に収められている。なかには、福岡藩からの文書についていつどこで誰から受け取ったかなどを記述した「覚」があり、福岡藩郡方の文書伝達のあり方が垣間見られるとともに、三苦氏が家の由緒を物語る文書を整理、保存し後世に伝えようとした様子が窺える。

ウ マイクロフィルム収集資料

令和2年度は該当なし

(5) 委員会等（令和3年度）

- ①福岡市総合図書館文書資料収集審査委員会
所管する文書資料収集の適正化を図るため、8名の委員により1回開催
- ②福岡市文学館資料委員会
福岡市文学館資料の充実と有効活用を図るため、8名の委員により2回開催
- ③福岡市文学振興事業実行委員会
文学振興事業の企画と円滑な実施運営を図るため、6名の委員により2回開催

3. 映像資料部門

映像資料部門の概要

(1) 基本方針

映像資料部門は、映画フィルム等を後世に継承し、また、映像文化の普及・振興及び市民のアジア理解が深まることを目的に、以下のことを行う。

ア アジア各国及び日本で制作された優れた映画作品のフィルムを収集するとともに、貴重な映像文化財として長期保存すべくフィルムアーカイヴを運営する。

イ 収集したフィルムその他の映像資料は、映像ホール・シネラやミニシアター等で上映・公開し、市民の映画への関心を向上させるとともに、アジア各国の歴史、文化などの理解を深め、また教養や知識を高めることを期す。

ウ アジア映画等の自主上映を行う市民・団体に対して、映像ホール・シネラの利用などの支援を行う。

エ アジア映画に関する情報収集、調査研究を行い、このため、国内外の映画関係者との交流を行う。

オ 収集した映像資料を用いた公民館等での館外上映や、貸出等の活用事業を行う。

※F I A F（国際フィルムアーカイヴ連盟）への加盟

平成15年11月にF I A Fに加盟。国立映画アーカイブ（旧：東京国立近代美術館フィルムセンター）に次いで日本では2番目。

（ F I A Fは美術文化・歴史的価値を持つ映像資料の復元、収集保存に関する情報提供と
フィルムアーカイヴ間の連帯・支援を行う国際組織
〔設立〕 1938年 〔本部〕 ブリュッセル（ベルギー）
〔会員〕 78カ国・169施設 （令和2年1月F I A F資料） ）

(2) 事業概要

ア 映像資料の収集・保存

イ 映像資料の調査・研究

ウ 映像資料の公開

・映像ホール・シネラ(定員246)の運営

・ミニシアター(定員50)の運営

・映像資料の展示

エ 映像資料の活用

(3) 今年度の主な事業

事業名	内 容	実施時期
映像資料収集事業	・アジア映画(アジアフォーカス・福岡国際映画祭上映作品含む) ・福岡に関係がある映画作品等 ・その他映画関係資料	通 年
通常上映事業	映像資料部門の常設展の上映活動と位置づけ、収集したアジア映画、日本映画やドキュメンタリー映画等を定期的に上映する。 上映に際しては各々テーマを設定し、多様な映画芸術の魅力を紹介する。	通 年

事業名	分 類	企 画 名	内 容	実施時期
特別企画事業	アジア映画祭事業	ベトナム映画の現在	ベトナム映画の古典的名作から現代のインディペンデント映画までを上映。	6月
	講演会等	ベトナム映画の現在等	様々な上映企画に合わせた講演会等を開催する。	年数回

映像資料部門の活動及び実績

(1) 資料の収集状況（令和3年3月31日現在）

ア 映画フィルム(収蔵) 3,315 本
(デジタル含む)

日本映画	1,799
アジア映画	893
その他の外国映画	623

イ 映画フィルム(寄託) 3,405 本
(デジタル含む)

<個人作家の作品、郷土映像等>

ウ 映画関係資料

①ポスター 3,919 タイトル

日本映画 2,222タイトル、
アジア映画 684タイトル、
その他 118タイトル、 外国映画等 895タイトル

②写真 3,599 タイトル

③宣材資料(チラシ等) 2,652 タイトル

ロビーカード 255タイトル、
パンフレット 1,277タイトル
ちらし・プレス 1,048タイトル、その他 72タイトル

④その他(技術資料) 12 タイトル

(2) ライブラリーの収集状況（令和3年3月31日現在）

ア ビデオ/DVD 約6,200 点

イ CD/カセット 約14,400 点

【令和2年度 収集作品】

作 品 名	監 督	国籍(会社)	製作年	規 格	備考
アジアフォーカス・福岡国際映画祭参加作品					
裁き	チャイタニヤ・タームハネー	インドネシア	2014	デジタル カラー	寄贈
デモンズ	ダニエル・ファイ	シンガポール	2018	デジタル カラー	寄贈
マリアム	シャリパ・ウラズバエヴァ	カザフスタン	2019	デジタル カラー	寄贈
樹上の家	チューン・ミン・クイ	ベトナム	2019	デジタル カラー	寄贈
昨夜、あなたが微笑んでいた	ニアン・ガヴィッチ	カンボジア	2019	デジタル カラー	寄贈
土曜の午後に	モストファ・サルワル・ファルキ	バングラデシュ	2019	デジタル カラー	寄贈

(3) 映画上映事業（令和2年度）

ア 通常上映事業

月	内 容
6 月	イラン映画特集
7 月	イラン映画特集
8 月	インド映画特集
9 月	アラヴィンダン監督特集
10 月	インドネシア映画特集
11 月	日本映画名作選
12 月	シンガポール映画特集

イ 特別企画事業

分 類	行 事 名	期 間	内 容
アジア映画祭事業	アジア・シネマ・パラダイス	12月2日(水) ～12月13日(日)	近年話題のアジア映画を上映。 作品はレンタル4本、収蔵2本の合計6本。
シネマテーク事業	中国映画の展開	2月3日(水) ～3月7日(日)	30年代から第五世代まで。中国映画の特集。 国立映画アーカイブ、中国電影資料館との共催事業。 作品はレンタル16本。

ウ 講演会等

行 事 名	期 間	内 容
2020年福岡ユネスコ文化講演会 「日本映画は中国でどのように愛されてきたのか」	4月30日(火・祝)	劉文兵氏(大阪大学言語文化研究科専任教員)による講演会。(観覧者数 49人)

(3) 資料の利用状況(令和2年度)

区 分	映像ホール・シネラ		ミニシアター		CD等貸出		ビデオ等貸出	
	入館者	1回平均	入館者	1回平均	貸出数	1日平均	貸出数	1日平均
	人	人	人	人	点	点	点	点
4月	0	0	0	0	280	93	58	19
5月	0	0	0	0	655	109	100	17
6月	255	23	0	0	2,607	113	487	21
7月	530	27	0	0	2,759	106	557	21
8月	959	40	98	8	2,620	101	534	21
9月	651	33	114	10	2,383	104	496	22
10月	952	26	101	8	2,886	107	584	22
11月	1,448	36	79	7	2,604	109	482	20
12月	1,178	27	65	5	2,563	111	406	18
1月	897	27	103	9	2,592	108	443	18
2月	1,189	31	114	10	2,776	121	476	21
3月	441	37	64	7	2,067	115	365	20
計[平均]	8,500	[34]	738	[8]	26,792	[109]	4,988	[20]

※ 映像ホール・シネラの入場者には、貸館による自主上映の観覧者396人(5日上映)を含む。

(4)資料の展示(令和2年度)

映像ホールの上映プログラムに併せて、映像ホール前でポスター展示を行う。

(5)映像資料活用事業(令和2年度)

(ア)公民館上映

公民館名	日	上映作品	観客数
高取公民館	1月30日(土)	ジャングル・スクール(インドネシア)	25人

(6) 委員会等 (令和2年度)

①福岡市総合図書館映像ホール・シネラ実行委員会

福岡市総合図書館映像ホール・シネラでの上映会等を開催し、その運営を円滑に行うため、10名の委員により年1回開催。またプログラム部会を8名の委員で年2回開催。

4. 広報活動

総合図書館を広く市民に利用してもらうため、各種媒体による広報を行う。

媒 体 名	目 的 と 内 容	発行回	配布先／発行数
図書館要覧	他図書館、行政機関への当館の運営報告を目的とし、図書館各部門の現状・サービス、事業実績、組織・予算、分館の状況などを掲載している。	年 1 回	福岡市関係施設・機関、関連図書館等／300部
福岡市総合図書館ホームページ	情報提供を目的とし、利用案内、各種お知らせ、図書館資料検索などの項目を設けている。	随 時 更 新	
福岡市電子図書館ホームページ	電子書籍の検索・貸出・予約ができるサービスの提供を目的とし、利用案内、各種お知らせなどの項目を設けている。	随 時 更 新	
SNS・メールマガジン	Twitter や Facebook 等の SNS やメールマガジン（月 1 回程度）を活用し、開館情報、イベント情報や各部門からのお知らせなどを配信している。	月 1 回	SNS・メールマガジン登録者
こどもとしょかんニュース	こども図書館の利用拡大、読書普及を目的とし、テーマ別の本や新刊本の紹介、おはなし会等の催しの案内。	年 6 回	福岡市関係施設・機関、市内の保育所、幼稚園、小学校等／1,600部
モデル児童図書リスト	幼児用、小学 1・2 年生、小学 3・4 年生、小学 5・6 年生の各対象別にお薦めの本を紹介している。	年 1 回	福岡市関係施設・機関、市内の保育所、幼稚園、小学校等／3,900部
レファレンスだより	レファレンスサービスの PR を目的とし、テーマに沿った図書等の紹介、レファレンスカウンターに寄せられた事例を掲載している。	年12回	福岡市関係施設・機関、関連図書館等／各250部
図書の展示	テーマに基づき各コーナーで図書の展示を行うとともに、ホームページに掲載し、図書の紹介を実施している。	毎 月	
文学館倶楽部	福岡市文学館の活動の PR を目的とし、文学館のイベントや講座の事業報告やゆかりの文学者の情報、都市圏の文学情報などを紹介している。	年 2 回	福岡市関係施設・機関、県、他都市、マスコミ、大学、文学館、文学関係者等／合計4,000部
福岡市文学館常設展示解説	1 階ギャラリーで開催している福岡市文学館の常設展示の PR のため、展示の内容について紹介している。	年 1 回	総合図書館館内のみ／1,000部
ホームページ「福岡市文学館」	福岡市文学館の活動および収蔵資料の PR を目的とし、文学館のイベントや講座の情報、収蔵資料データベースを提供している。	随 時 更 新	
シネラニュース	映像ホール・シネラの PR を目的とし、シネラの上映予定、作品内容を掲載している。	年11回	福岡市関係施設・機関、県、他都市、マスコミ、大学、定期購読者等／合計8,000部
ホームページ「うえぶシネラ」	映像ホール・シネラの PR を目的とし、シネラの上映予定、作品内容を掲載している。	月 1 回 更 新	
クンドルニュース	九州国連寄託図書館の活動案内、国連資料の利用拡大を目的とし、国連資料などを紹介している。	年 6 回	福岡市関係施設・機関、福岡県内公共図書館等／各600部
市政だより	図書館事業の市民への告知を目的とし、シネラ上映案内、おはなし会・講演会などを掲載している。	月 2 回	福岡市内全世帯

5. 研究活動

図書館各部門において調査研究を行い、その成果を報告するため、研究紀要を発行する。

媒 体 名	目 的 と 内 容	発行回	配布先／発行数
研究紀要	収蔵資料に関する学術的な調査研究等の成果を報告することを目的に、図書館職員による研究論文、資料紹介、展示報告等を掲載している。	年 1 回	各県の主な公共図書館、文書館、歴史資料館、文学館等／450部

6. 総合図書館の市民向け行事(令和2年度)

行事名	開催日	内容	配布数
夏カレンダーをつくろう！	6月27日(土) 6月28日(日)	自由に絵を描いて作成する、7月と8月のオリジナルカレンダーの手作りキットを配布。	各20組
魚釣りキットで遊ぼう！	7月12日(日) 7月18日(土) 7月26日(日)	ゆらゆら揺れる磁石の釣り竿で自分で塗って切り取った金魚やお魚たちを釣りあげる魚釣りの手作りキットを配布。	各20組
ふくわらいキットで遊ぼう！	8月1日(土) 8月9日(日)	目隠しして目、眉毛、鼻、口を顔の上に並べていく日本の伝統的な遊びであるふくわらいの手作りキットを配布。	各20組
わくわくお楽しみカレンダーをつくろう	8月30日(日)	ぬり絵を塗って作成する、9月のオリジナルカレンダーの手作りキットを配布。	30組
プルバックカーと紙コップロケット	9月13日(日)	ダンボール、竹串、スチロールタイヤ、輪ゴムで作成するプルバックカーと紙コップと輪ゴムで作成する紙コップロケットの手作りキットを配布。	30組
わくわくお楽しみ10月カレンダー	9月27日(日)	スクラッチアートを使って作成する、10月のオリジナルカレンダーの手作りキットを配布。	30組
お気に入りの本がより特別になる 和紙で作るわくわくブック	10月11日(日)	和紙にデザインされた絵に好きな色で塗って作成する単行本サイズのブックカバーの手作りキットを配布。菊鹿町産の押花で飾り付けるしおり付き。参加費300円。	20組
お気に入りの本がより特別になる 和紙で作るわくわくブック	10月17日(土)	和紙に菊鹿町産の押花を飾り付けて作成する文庫本サイズのブックカバーの手作りキットを配布。参加費300円。	20組
わくわくお楽しみ11月カレンダー	10月25日(日)	いろいろな柄の和紙を貼って作成する、11月のオリジナルカレンダーの手作りキットを配布。	30組
壁掛け飾りでお部屋を秋色に	11月15日(日)	木の枝にどんぐり、松ぼっくりなどで装飾して部屋のインテリアを作成する、壁掛け飾りの手作りキットを配布。参加費300円。	30組
ぬり絵ペンタパズルカレンダー	11月29日(日)	ペンタパズルの表側がぬり絵で、裏側の切り取り線に沿って切り取って作成する、12月のペンタパズルカレンダーの手作りキットを配布。	30組
お家に飾ろう松ぼっくりツリー！	12月13日(日)	松ぼっくりを装飾して作成する、クリスマスツリーの手作りキットを配布。参加費300円。	30組
ぬり絵パズルおとなのカレンダー	12月20日(日)	表側がぬり絵で、裏側の切り取り線に沿って切り取るとパズルになる、1月のオリジナルカレンダーの手作りキットを配布。	30組
家族で個人で便利カレンダー	1月24日(日)	伝言やメモ、今月の目標などをカレンダーについている黒板に記入できる、便利な黒板付きの2月のカレンダーの手作りキットを配布。	30組
ヒコーキ&カタパルト	1月31日(日)	厚紙で作成するカタパルト(発射台)と画用紙で作成する紙ヒコーキの手作りキットを配布。	30組
ひなまつり	2月14日(日)	簡単な工作で出来る上がる壁掛けタイプのお内裏様キットを配布。参加費300円。	30組
立体カレンダーづくり	2月21日(日)	色紙のお花にレース模様とリボンの包装のブーケとぬり絵の電車で作成する、3月のオリジナルカレンダーの手作りキットを配布。	30組

*参加費は、福岡市立こども病院へのチャリティー募金としている。

*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度はテイクアウト企画「お持ち帰りキットでお家で楽しもう」を実施している。



7. 九州国連寄託図書館

(1) 国連寄託図書館

国連寄託図書館は、国際連合（国連）がその活動状況について世界各国の人々の理解を得るため、国連の刊行する資料を寄託し、一般公開するものである。

国連寄託図書館は、令和3年4月1日現在、世界の135か国に350か所あり、日本には14か所、九州では西南学院大学、琉球大学及び福岡市総合図書館の3か所に設置されている。

(2) 九州国連寄託図書館（Kyushu United Nations Depository Library）

ア 沿革

昭和41年国連創立20周年記念事業として日本国際連合協会福岡県本部により、北九州市小倉図書館（当時）に開設され、その後、福岡市内の電気の科学館（昭和47～昭和56年）、九州大学経済学部資料室（昭和56年～昭和63年）を経て、国際化時代に即し、ひろく一般の人々の利用に供するため、昭和63年10月から福岡市民図書館に継承され、平成8年6月の福岡市総合図書館開館により引き続き設置している。

平成25年10月には福岡市移管25周年記念事業として、ワークショップ及び講演会を開催した。

イ 資料概要（令和3年4月1日現在）

(ア) 内容

- ・主要機関の公式記録 Official Records
- 総会 General Assembly
- 経済社会理事会 Economic and Social Council
- 安全保障理事会 Security Council

- ・国連市販刊行物 Sales Publications
- ・国連条約集 UN Treaty Series
- ・逐次刊行物（雑誌、ニュースレター等）
- ・ドキュメント（会議などで資料として配布するもの、議事録、報告書）
- ・専門機関刊行物（ユネスコ、WHO、ILO、FAO等）
- ・関連諸機関刊行物（ユニセフ、ハビタット、国連難民高等弁務官事務所等）

(イ) 蔵書数 図書 36,798冊 逐次刊行物（ドキュメントを含む）423種

(ウ) 資料言語 英語

(エ) 分類法 国連刊行物分類表 Subject Categories

ウ 相談窓口利用状況（令和2年度）（単位：件）

電話相談	窓口相談	文書相談	電子メール相談	計
32	254	0	0	286

エ 刊行物（令和2年度）

- ・クンドルニュース 第117号（令和2年5月）～第122号（令和3年3月）の発行
毎号、国連が発行している本を注目図書として紹介。令和2年度に取り上げたテーマは、新型コロナウイルス感染症関連情報、気候変動、国連デー、ジェンダー等。
また、国際年や国連で採択された国際的な特別日（国際デー）を紹介する等国連活動を身近なものと感じられるよう編集発行した。

オ 講演会（令和2年度）

- ・高校生を対象とした国連に関する講演会・ワークショップ

「わたしたちの未来を考える～国連が目指す世界と人生デザイン～」

国連の活動について周知を図るとともに、進学先や就職先の選択にとどまらない人生の選択肢に関して刺激を受ける場を提供すること等を目的とし、九州地域の高校生を主な対象として日本国際連合協会福岡県本部、国連フォーラム九州支部と協力して開催した。

日時：令和2年11月29日（日）13：00～16：00

会場：オンライン（総合図書館 第一会議室）

参加者：高校生5名、大学生9名

カ SDGs 関連書籍の展示 ①令和2年4月1日（水）～5月31日（日）②令和3年2月3日（火）～3月30日（火）

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、貧困や不平等・格差、気候変動等様々な問題を根本的に解決することを目指す世界共通の17の目標であり、2015年の国連総会で合意された。

総合図書館では、SDGsについて市民によく知ってもらうために国連寄託図書館で収集している関連書籍を展示した。

8. 福岡市立点字図書館

点字図書・デイジー(※1)図書資料等を収集・製作・保存して、その読書に関する環境の充実を図り、視覚障がい者が一般市民や家族と同じ図書館内で読書ができる環境の整備を進め、情報提供施設として福祉の向上に努めることを目的としている。

(1) 業務内容

- ア 貸出事業
点字図書、デイジー図書(CD)、また新聞や刊行物等を整備し、利用者に郵送等にて貸出する。
- イ 1階閲覧室
点字図書、録音図書資料等の閲覧や聴読、視覚障がい者用のパソコンによる閲覧、拡大読書器による一般図書資料の閲覧を提供する。
- ウ サービス事業
- (ア) 対面朗読
総合図書館の資料、または持ち込みの図書・雑誌・資料等の対面朗読を行う。
 - (イ) オンライン・リーディング(令和3年4月1日より実施)
図書・雑誌・資料等をオンラインで朗読を行う。
 - (ウ) ファックス代読
簡易な文書類等をファックスで送ってもらい、電話により代読する。
 - (エ) プライベートサービス
個人の希望により、図書・雑誌等の点訳または音訳を行う。
 - (オ) 肢体不自由者読書サービス
一般の図書が利用できない体幹機能障がいまたは重度の上肢障がい者に対して、著作権者の承諾を得た録音図書の貸出を行う。
 - (カ) 情報機器支援サービス
サビエ(※2)図書館へのアクセス方法等を中心としたインターネットの基本操作や視覚障がい者用情報機器の利用を支援する。
 - (キ) レファレンス(読書の奨励や読書相談)
図書に関する色々な問い合わせ等について、できるだけ調査し、お応えする。
- エ 専属ボランティアの指導、育成
点字・デイジーの図書や雑誌製作を指導。対面朗読のため講習会を開催し、専属ボランティアを養成する。
- オ 点字図書館だより
新規製作図書の紹介や生活情報・図書情報等をお知らせするため、年6回(奇数月)の「点字図書館だより」を発行する。

※1 デイジーとは、DAISY(Digital Accessible Information SYstemの略)デジタル録音図書の国際標準規格
※2 サビエとは、視覚障がい者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データで提供するネットワーク
日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。

(2) 運営組織(一般社団法人 福岡市視覚障害者福祉協会)

職員構成(14名)	
館長	1名
常勤職員	5名(校正員・貸出閲覧員・点訳指導員・音訳指導員)※司書資格3名
非常勤職員	8名

(3) 運営状況(令和2年度 利用実績)

ア 蔵書数

区分	タイトル数	冊巻数
点字図書	6,530	20,551
デイジー図書	6,385	6,418
テキストデイジー図書	26	26
シネマデイジー図書	5	5
合計	12,946	27,000

イ 貸出数

区分	タイトル数	冊巻数
点字図書	230	752
デイジー図書	12,172	12,175
合計	12,402	12,927

ウ 登録者数
993人

※録音図書(カセット)は平成31年度に原則取り扱い終了となった。

エ 館内利用者数

閲覧室利用者数(一般)	503人
閲覧室利用者数(視覚)	482人
対面朗読利用者数	15人

オ その他主サービス実施状況

派遣対面朗読利用者数	13人
プライベートサービス	29人
ファックス代読サービス	9人

9. 福岡市総合図書館運営審議会等

(1) 福岡市総合図書館運営審議会

設置目的	総合図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。			
設置年月日	平成8年4月1日			
根拠法令等	福岡市総合図書館条例 第25条第1項			
任期	2年：令和2年7月9日～令和4年7月8日			
構成員・名簿 (令和3年8月1日現在)	〈学校教育関係者〉	西川 秋生	松下 誠	渡邊 由紀子
	〈社会教育関係者〉	箱島 明子	萩尾 憲子	上村 篤子
	〈家庭教育関係者〉	豊澤 絵里奈		
	〈読書活動団体関係者〉	西 聡子		
	〈学識経験者〉	高橋 昇 脇山 真治	白根 恵子	脇川 郁也
	〈本市の住民〉	森 望	宮本 直嗣	

令和2年度の活動実績

○ 福岡市総合図書館運営審議会：2回開催

○ 令和2年10月20日：第1回運営審議会

○ 令和3年3月26日：第2回運営審議会

(2) 福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会

- ・設置目的：福岡市総合図書館の指定管理者の選定及び評価について意見を求める。
- ・設置年月日：平成27年5月12日
- ・根拠法令等：福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱
- ・任期5年：令和2年6月10日～令和7年6月9日
- ・委員数：5人
- ・4回開催（令和2年度）

(3) 福岡市総合図書館新ビジョン推進に関する点検評価会議

- ・設置目的：福岡市総合図書館新ビジョン事業計画及び成果指標の達成状況について、意見を求める。
- ・設置年月日：平成27年6月3日
- ・根拠法令等：福岡市総合図書館新ビジョン推進に関する点検評価会議にかかる要綱
- ・任期2年：令和3年8月1日～令和5年7月31日
- ・委員数：5人
- ・1回開催（令和2年度）

10. 総合図書館における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

(1) 令和3年4月1日時点の取り組み

区分	総合図書館本館	図書館分館
密閉対策	外気の強制吸排気の実施	定期的な窓開放等
密集対策	学習室、パソコンルーム等の利用休止 ※利用者向けパソコンはR C 2 カウンターに設置	
	長時間滞在に対する注意喚起ポスターの掲示	長時間滞在に対する注意喚起ポスターの掲示
密接対策	閲覧席の間引き（例：4人掛け閲覧機の椅子を2脚間引きして2人利用）	閲覧席の間引き（例：4人掛け閲覧機の椅子を2脚間引きして2人利用）
	映像ホール・シネラの観覧席の間引き（246席→120席）	
	ミニシアターの観覧席の間引き（50席→25席）	
	窓口等の列間隔確保表示（床に2m空けた待機場所の表示）	窓口等の列間隔確保表示（床に2m空けた待機場所の表示）
感染防止対策	窓口のビニールシールド設置	窓口のビニールシールド設置
	図書館入口に手指消毒液の設置	図書館入口に手指消毒液の設置
	図書エリア入口B D S 前にサーモグラフィーを設置	
	消毒・検温徹底のため、入口専用と出口専用レイアウト変更	
	マスク着用の注意喚起ポスターの掲示	マスク着用の注意喚起ポスターの掲示
	窓口従事職員のビニール手袋、フェイスガードの着用	窓口従事職員のビニール手袋、フェイスガードの着用
	返却された本の排架待機（1日程度の排架待機によるウイルス不活性化）	返却された本の排架待機（1日程度の排架待機によるウイルス不活性化）
	利用者が利用する端末や手すり、ドアノブ等を定期的に消毒（2時間ごと）	利用者が利用する端末や手すり、ドアノブ等を定期的に消毒

(2) 新型コロナウイルス感染症に対応した動き

日付	総合図書館本館	図書館分館	備考
令和2年2月21日～	お話し会等の主催事業、映像ホールの上映休止	お話し会等の主催事業中止	
2月27日～3月20日	臨時休館(23日間)	通常開館	本館での予約本の受取のみ実施
3月21日～4月3日	通常開館	通常開館	学習室等の利用休止、閲覧席の間引き等を実施
4月4日～5月25日	福岡県 緊急事態宣言 臨時休館(52日間)	福岡県 緊急事態宣言 臨時休館(52日間)	5/19～5/24は本館、分館とも予約本の受取のみ実施（東図書館のみ5/18～）
5月26日～6月2日	開館（開館時間短縮 20時→18時）	開館（東図書館のみ開館時間短縮 20時→18時）	学習室等の利用休止 閲覧席の全面利用休止
6月3日～6月8日	開館（開館時間短縮 20時→18時）	開館（東図書館のみ開館時間短縮 20時→18時）	学習室等の利用休止 閲覧席間引き
6月9日～	通常開館	通常開館	学習室等の利用休止 閲覧席間引き
6月17日～	映像ホール・シネラ 上映開始		観覧席間引き（246席→50席）
7月15日～10月20日	映像ホール・シネラ 観客席数の増		観覧席間引き（246席→70席）
8月2日～	ミニシアター 上映開始		観覧席間引き（50席→25席）
10月21日～	映像ホール・シネラ 観客席数の増		観覧席間引き（246席→100席）
令和3年1月14日～2月28日	福岡県 緊急事態宣言 通常開館	福岡県 緊急事態宣言 通常開館	来館者の消毒・検温徹底のため、入口専用と出口専用で本館のレイアウト変更
3月3日～	福岡市電子図書館 開館		
3月3日～	映像ホール・シネラ 観客席数の増		観覧席間引き（246席→120席）

V. 条例, 関係規則等

1. 福岡市総合図書館条例 (平成8年3月28日条例第30号)

(設置)

第1条 市民の教育, 学術及び文化の発展に寄与するため, 福岡市総合図書館 (以下「総合図書館」という。) を福岡市早良区百道浜三丁目に設置する。

2 総合図書館に分館を別表第1のとおり置く。

(事業)

第2条 総合図書館は, 次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館法 (昭和25年法律第118号) の規定に基づく図書館として, 図書, 記録, 逐次刊行物その他必要な資料 (以下「図書資料」という。) を収集し, 整理し, 及び保存して, 市民の利用に供すること。
- (2) 本市を含めたアジアに関する文化的芸術的価値を有する映画フィルムその他の映像, 音声等を記録した媒体 (以下「映画フィルム等」という。) 及び映画フィルム等に係る映画ポスター等の映画関係資料 (以下「映像資料」と総称する。) を収集し, 整理し, 及び保存して, 市民の利用に供すること。
- (3) 本市に関する歴史的文化的価値を有する公文書, 古文書, 郷土資料, 文学資料その他必要な資料 (以下「文書資料」という。) を収集し, 整理し, 及び保存して, 市民の利用に供すること。
- (4) 図書資料, 映像資料及び文書資料 (以下「図書資料等」という。) の利用のための相談に応じること。
- (5) 図書資料等に関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 図書資料等に関する講演会, 講習会, 研究会, 映写会等を開催し, 及びその奨励を行うこと。
- (7) 施設の利用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか, 総合図書館の設置の目的の達成に必要なこと。

(職員)

第3条 総合図書館に館長その他必要な職員を置く。

(観覧料)

第4条 総合図書館が主催して映像ホールで映画フィルム等を上映する場合は, 観覧する者から, 別表第2に定める額の観覧料を徴収する。

(利用の許可)

第5条 図書資料等に関する講演会, 講習会, 研究会, 映写会等のため総合図書館の施設 (映像ホール及び会議室に限る。) を利用しようとする者は, 教育委員会規則で定めるところにより, 教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときも, また同様とする。

2 映像ホールに係る前項の許可は, 総合図書館が主催して映像ホールで行う事業に支障がない範囲で行うものとする。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は, 次の各号のいずれかに該当する場合は, 総合図書館の利用を拒み, 又は前条の許可をせず, 若しくは既にした許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者 (利用しようとする者を含む。以下本条において同じ。) が総合図書館の設置の目的に反する利用をし, 又はそのおそれがあるとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反し, 又はそのおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか, 総合図書館の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の措置によって利用者が損害を受けても, 本市はその責めを負わない。

(入館の制限)

第7条 教育委員会は, 次の各号のいずれかに該当する者に対しては, 入館を拒み, 又は退館を命じることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけ, 若しくは総合図書館の施設, 付属設備若しくは図書資料等を損傷し, 又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 総合図書館の管理上の指示又は指導に従わない者
- (3) 前2号に掲げる者のほか, 総合図書館の管理上支障があると認められる者

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第8条 第5条の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)は、総合図書館の施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別な設備)

第9条 許可利用者は、総合図書館に特別な設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

2 教育委員会は、総合図書館の管理上必要があると認めるときは、許可利用者の負担において総合図書館に特別な設備を設置するよう命じることができる。

3 前2項に規定する設備は、第5条の許可の期間の満了前に許可利用者の負担において撤去し、原状に復さなければならない。

4 許可利用者が前項に規定する撤去を行わないときは、教育委員会がこれを行い、その費用を当該許可利用者から徴収する。

(使用料)

第10条 許可利用者からは、別表第3に定める額の使用料を徴収する。

(複写手数料)

第11条 総合図書館の図書資料等を複写する者からは、複写紙1枚につき300円の範囲内で教育委員会規則で定める額の手数料を徴収する。

(撮影等の許可及び手数料)

第12条 学術研究等のため、総合図書館の図書資料等の撮影、模写又は模造をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者からは、1点1回につき2,200円の範囲内で教育委員会規則で定める額の手数料を徴収する。

(観覧料等の前納等)

第13条 観覧料、使用料及び手数料(以下「観覧料等」という。)は、前納とする。

2 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の減免)

第14条 教育委員会が特別な理由があると認める場合は、観覧料等を減免することができる。

(利用者の管理義務)

第15条 利用者は、利用期間中その利用に係る総合図書館の施設、附属設備及び図書資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者がその責めに帰すべき事由により、総合図書館の施設、附属設備又は図書資料等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(職員の立入り)

第17条 許可利用者は、総合図書館の職員が職務のため当該利用に係る施設に立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(映画フィルム等の貸与)

第17条の2 教育委員会は、映像文化の普及及び振興を図るため、総合図書館が収蔵する映画フィルム等を有償で貸与することができる。

(指定管理者による管理)

第18条 教育委員会は、総合図書館の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者が行う総合図書館(分館を除く。)の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第7号及び第8号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第5条第1項に規定する利用の許可(会議室に係るものに限る。)に関する業務
- (3) 第6条第1項に規定する利用の制限に関する業務
- (4) 第7条に規定する入館の制限に関する業務
- (5) 第9条に規定する特別な設備の設置(会議室に係るものに限る。)に関する業務
- (6) 第10条に規定する使用料の徴収(会議室に係るものに限る。)に関する業務
- (7) 第11条に規定する手数料の徴収に関する業務
- (8) 第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可(映像資料及び文書資料に係るものを除く。)及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務

- (9) 第14条に規定する観覧料等（使用料（会議室に係るものに限る。）及び手数料に限る。）の減免に関する業務
- (10) 総合図書館の施設、付属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
- 3 指定管理者が行う総合図書館（分館に限る。）の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 前項第3号、第4号及び第7号に掲げる業務
 - (2) 第2条第1号（市民の利用に供すること（教育委員会が定める図書資料にあつては、返却に係るものに限る。））、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事業に関する業務
 - (3) 第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第19条 教育委員会は、総合図書館の管理を指定管理者に行わせようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、総合図書館（分館を除く。）又は各分館について、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、総合図書館の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると教育委員会が認める場合は、この限りでない。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。
 - (1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 総合図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 総合図書館の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める基準

（指定等の告示）

第20条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに教育委員会規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

（指定の取消し等）

第21条 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
 - (2) 第19条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
 - (3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- 2 前条の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

（管理の基準）

第22条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会の定めるところに従って適正に総合図書館の管理を行わなければならない。

（指定管理者の原状回復義務等）

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなった総合図書館の施設、付属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると教育委員会が認めるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者がその責めに帰すべき理由により、総合図書館の施設、付属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第24条 第18条第1項の規定により総合図書館（分館を除く。）の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条第1項、第6条第1項、第7条、第9条（第3項を除く。）、第10条、第12条第1項及び第14条の規定の適用については、第5条第1項中「映像ホール及び会議室」とあるのは「会議室」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と、第6条第1項各号列記以外の部分、第7条及び第9条（第3項を除く。）中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「使用料」とあるのは「使用料（会議室に係るものに限る。）」と、第12条第1項中「図書資料等」とあるのは「図書資料等（映像資料及び文書資料を除く。）」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と、第14条中「教育委員会が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の定める」と、「観覧料等」とあるのは「使用料（会議室に係るものに限る。）及び手数料」とする。

2 第18条第1項の規定により総合図書館（分館に限る。）の管理を指定管理者に行わせる場合における第6条第1項、第7条及び第12条第1項の規定の適用については、第6条第1項各号列記以外の部分及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条第1項中「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」とする。

(総合図書館運営審議会)

第25条 総合図書館の運営に関する事項を調査審議するため、福岡市総合図書館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、総合図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。

3 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、総合図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(供用開始日)

2 この条例の施行にかかわらず、総合図書館（分館を除く。）の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。

(平成8年教規則第10号により平成8年6月29日から供用開始)

(福岡市民図書館条例の廃止)

3 福岡市民図書館条例（昭和51年福岡市条例第43号）は、廃止する。

附 則（平成11年3月11日条例第35号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成11年教委規則第5号により別表第1福岡市博多図書館の項の次に福岡市博多南図書館の項を加える改正規定は、平成12年1月30日から施行)

附 則（平成15年3月13日条例第30号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表第1福岡市西図書館の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成15年教委規則第11号により平成15年8月9日から施行)

附 則（平成19年12月20日条例第62号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年 3 月26日条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（供用開始日）

- 2 この条例の施行にかかわらず、福岡市西部図書館の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。

（平成21年教委規則第 9 号により平成22年 7 月20日から供用開始）

附 則（平成26年 3 月27日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月19日条例第59号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は公布の日から、別表第 1 福岡市東図書館の項の改正規定は教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成27年教委規則第14号により平成28年 6 月 4 日から施行）

附 則（令和 2 年 3 月26日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（供用開始日）

- 2 この条例の施行にかかわらず、福岡市早良南図書館の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。

附 則（令和 3 年 3 月29日条例第51号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

名 称	位 置
福岡市東図書館	福岡市東区千早四丁目
福岡市和白図書館	福岡市東区和白丘一丁目
福岡市博多図書館	福岡市博多区山王一丁目
福岡市博多南図書館	福岡市博多区南本町二丁目
福岡市中央図書館	福岡市中央区赤坂二丁目
福岡市南図書館	福岡市南区塩原二丁目
福岡市城南図書館	福岡市城南区片江五丁目
福岡市早良図書館	福岡市早良区百道二丁目
福岡市早良南図書館	福岡市早良区四箇田団地
福岡市西図書館	福岡市西区内浜一丁目
福岡市西部図書館	福岡市西区西都二丁目

別表第 2

映像ホール上映観覧料

区 分		金 額	
		個 人	20人以上の団体
通常上映観覧	一 般	500円	1 人につき400円
	大学生・高校生	400円	1 人につき320円
	中学生・小学生	300円	1 人につき240円
特 別 上 映 観 覧		1 人につき2,000円以内で教育委員会が定める額	

備考

- 通常上映観覧とは、総合図書館が平常的に上映する映画フィルム等の観覧をいい、特別上映観覧とは、総合図書館が特別に上映する映画フィルム等の観覧をいう。
- 一般とは、大学生・高校生及び中学生・小学生以外の者で15歳以上のものをいい、大学生・高校生とは、大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、各種学校又はこれらに準じるものに在学する者をいう。

別表第 3

1 映像ホール使用料

区 分	午前10時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後10時まで	午前10時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後10時まで	午前10時から 午後10時まで
映 像 ホ ー ル	3,000円	18,000円	22,000円	21,000円	40,000円	43,000円

2 会議室使用料

区 分	午前10時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 4 時まで	午後 4 時から 午後 7 時まで	午前10時から 午後 4 時まで	午後 1 時から 午後 7 時まで	午前10時から 午後 7 時まで
第 1 会議室	円 2,350	円 5,100	円 5,100	円 7,200	円 9,150	円 10,900
第 2 会議室	1,250	2,700	2,700	3,800	4,850	5,750

備考

- 映像ホールの許可利用者が入場者から入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の金額の2倍に相当する額とする。
- 利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料の額は、教育委員会規則で定める。
- 付属設備の使用料の額は、教育委員会規則で定める。

2. 福岡市総合図書館条例施行規則（平成8年3月28日教育委員会規則第5号）

（趣旨）

第1条 この規則は、福岡市総合図書館条例（平成8年福岡市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 福岡市総合図書館（以下「総合図書館」という。）の事務を行うため、総合図書館に分館のほか、次の課及び係を置く。

運営課

運営係

企画係

図書サービス課

管理調整係

読書活動支援係

図書資料係

文学・映像課

文学・文書係

古文書係

映像資料係

映像活用係

2 分館の所属は、図書サービス課とする。

（分掌事務）

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

運営課

- （1）総合図書館内の連絡調整に関すること。
- （2）総合図書館の維持管理に関すること。
- （3）総合図書館の利用その他便宜供与に関すること。
- （4）他の課及び分館の主管に属しないこと。

図書サービス課（分館を除く。）

- （1）図書、記録、逐次刊行物その他必要な資料（以下「図書資料」という。）の選定、受入、整理、保存及び利用に関すること。
- （2）図書資料の調査及び相談に関すること。
- （3）図書資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関すること。
- （4）九州国連寄託図書館の運営に関すること。
- （5）他の図書館等との連絡、協力及び図書資料の相互貸借に関すること。
- （6）読書普及事業に関すること。
- （7）ビデオライブラリーの運営に関すること。

文学・映像課

- （1）郷土の文学等に関する資料（以下「文学資料」という。）の選定、受入、整理、保存及び利用に関すること。
- （2）本市に関する歴史的文化的価値を有する公文書、古文書その他必要な資料（以下「文書資料」という。）の収集、整理、保存及び利用に関すること。
- （3）文学資料及び文書資料の調査研究及び相談に関すること。
- （4）文学資料及び文書資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関すること。
- （5）本市を含めたアジアに関する文化的芸術的価値を有する映画フィルムその他の映像、音声等を記録した媒体（以下「映画フィルム等」という。）及び映画フィルム等に係る映画ポスター等の映画関係資料（以下「映像資料」と総称する。）の収集、整理、保存及び活用に関すること。
- （6）映像ホール及びミニシアターの運営に関すること。
- （7）映像資料の調査研究に関すること。
- （8）映像資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関すること。

- 2 分館の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 図書資料の選定及び利用に関すること。
 - (2) 市民センター等との連絡調整に関すること。
 - (3) 読書普及事業に関すること。

(職員)

第4条 総合図書館に館長を、課に課長を、係に係長を、分館に分館長を置く。

- 2 前項の職員のほか、特に必要なときは、課に主査又は主任学芸主事を置くことがある。
- 3 前2項の職員のほか、課及び分館（指定管理者に管理を行わせる分館を除く。）に職員を置く。
- 4 館長、課長、係長、分館長、主査及び主任学芸主事は、職員のうちから命じる。
- 5 館長は、上司の命を受けて総合図書館の事務を統理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 課長、係長及び分館長は、上司の命を受けて課、係又は分館に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 主査及び主任学芸主事は、上司の命を受けて総合図書館に属する特定の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 8 職員は、上司の命を受けて分担する事務を処理する。

(職務権限の代行)

第5条 館長に事故がある場合又は館長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、課長がその所掌する事務について館長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、教育次長の指揮を受けなければならない。

- 2 課長に事故がある場合又は課長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、係長がその所掌する事務について課長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、館長の指揮を受けなければならない。
- 3 前2項の規定により館長又は課長の職務権限を代理して行うものがないときは、館長の職務権限は教育次長が、課長の職務権限は館長が行う。
- 4 分館長に事故がある場合又は分館長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、図書サービス課長が分館長の職務権限を行う。

(開館時間)

第6条 総合図書館の開館時間は、午前10時から午後8時まで（日曜及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号））に規定する休日をいう。以下に同じ。）については、午前10時から午後7時まで）とする。ただし、映像ホールについては、午前10時から午後10時まで（日曜及び休日については、午前10時から午後7時まで）とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、分館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、東図書館及び早良南図書館の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認める場合は、総合図書館の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 総合図書館（東図書館及び早良南図書館を除く。）の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 毎週月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）
 - (2) 毎月末日（その日が日曜日、月曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後において最初の日曜日、月曜日、土曜日及び休日でない日）
 - (3) 12月28日から翌年1月4日まで
 - (4) 図書資料、文学資料、文書資料及び映像資料（以下「図書資料等」という。）の整理期間として1年につき14日を超えない範囲内で教育長が定める期間
- 2 東図書館及び早良南図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
 - (1) 毎月最終月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）
 - (2) 12月28日から翌年1月3日まで
 - (3) 図書資料等の整理期間として1年につき14日を超えない範囲内で教育長が定める期間

(施設の利用許可申請)

第8条 条例第5条の規定による総合図書館の施設の利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、福岡市総合図書館施設利用許可申請書（様式第1号）により教育長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、映像ホールの利用の申請については利用しようとする日の6月前から3月前までの間に、会議室の利用については、利用しようとする日の3月前から前日までの間に行わなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用許可)

第9条 利用許可は、福岡市総合図書館施設利用許可書（様式第2号）を交付して行うものとする。

(利用の取り止め)

第10条 利用許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が利用の取り止めをしようとする場合には、あらかじめ福岡市総合図書館施設利用取り止め届（様式第3号。以下「利用取り止め届」という。）を教育長に提出しなければならない。

(利用時間)

第11条 許可利用者が利用許可を受けた時間（以下「利用時間」という。）には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(利用時間の経過)

第12条 許可利用者が利用の開始後において、利用時間を超えて引き続き当該利用許可に係る施設の利用を申し出た場合は、総合図書館の運営に支障がない場合においてのみ許可する。

(利用時間の超過の場合の使用料)

第13条 許可利用者が、前条の規定により利用時間を超えて利用するときの当該超えて利用する時間（以下「超過時間」という。）に係る使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 映像ホール 超過時間1時間までごとに条例別表第3 1 映像ホール使用料の表に掲げる午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額（正午から午後1時まででは、同表に掲げる午後1時から午後5時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額）
- (2) 会議室 1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額。

(付属設備の使用料)

第14条 付属設備の使用料の額は、別表第1のとおりとする。

(図書資料等の複写手数料等)

第15条 条例第11条に規定する手数料の額は、別表第2のとおりとする。

2 館長は、複写を許可しない図書資料等をあらかじめ指定することができる。

(撮影等の許可)

第16条 条例第12条第1項の規定による総合図書館の図書資料等の撮影、模写又は模造（以下「撮影等」という。）の許可を受けようとする者は、福岡市総合図書館資料撮影等許可申請書（様式第4号）により館長に申請しなければならない。

2 前項の許可は、福岡市総合図書館資料撮影等許可書（様式第5号）を交付して行うものとする。

3 撮影等は、次の各号いずれかに該当するときは許可しない。

- (1) 入館者の利用に支障があると認められるとき。
- (2) 図書資料等の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他撮影等を行うことが不相当と認められるとき。

4 撮影等は、所定の場所で行わなければならない。

(撮影等の手数料)

第17条 条例第12条第2項に規定する手数料の額は、別表第3のとおりとする。

(使用料及び手数料の徴収)

第18条 使用料は、利用の開始までに徴収する。

2 手数料は、複写又は撮影等の開始までに徴収する。

(観覧料等の還付)

第19条 条例第13条第2項ただし書の規定による観覧料等の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 天災地変その他不可抗力により観覧、利用、複写又は撮影等ができなくなったとき 当該観覧料等の全額
- (2) 許可利用者が利用日の10日前（映像ホールについては1月前）までに利用取り止め届を提出したとき 当該使用料の全額
- (3) 許可利用者が利用日の5日前までに利用取り止め届を提出したとき（映像ホールを除く。） 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額

(観覧料の減免)

第20条 条例第14条の規定による観覧料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が当該義務教育諸学校の教育計画に基づき通常上映又は特別上映を観覧するとき 当該観覧料の全額
 - (2) 障がい者(療育手帳、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「療育手帳等」という。))の交付を受けている者をいう。以下同じ。)(介護者(障がい者1人につき1人までとする。))が同伴している場合にあっては、その介護者を含む。以下同じ。))が通常上映を観覧するとき 当該観覧料の全額
 - (3) 障がい者が特別上映を観覧するとき 当該観覧料の額に0.5を乗じて得た額
 - (4) 市内に居住する65歳以上の者が通常上映又は特別上映を観覧するとき 当該観覧料の額に0.5を乗じて得た額
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき 教育長が必要と認める額
- 2 前項第1号又は第5号の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、福岡市総合図書館観覧料減免申請書(様式第6号)により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 観覧料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を職員に提示しなければならない。
- (1) 第1項第2号又は第3号の規定により減免を受ける場合 療育手帳等
 - (2) 第1項第4号の規定により減免を受ける場合 本市が発行するシルバー手帳又は官公署が発行する証明書等(本人の氏名、住所及び生年月日が記載されているものに限る。)

(使用料の減免)

第21条 条例第14条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき 当該使用料の全額
 - (2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額
 - (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその行事に利用するとき 当該使用料の全額
 - (4) 18歳未満の者を主体とする団体が利用するとき 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額
 - (5) 映像ホールを利用して入場者から入場料を徴収する催物を行う場合で、当該入場料の額(数種の入場料を徴収する場合にあっては、その最も高い額)が1人1回の入場について5,000円以下のとき 当該使用料(附属設備の使用料を除く。)の額に0.5を乗じて得た額
 - (6) 市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が利用するとき 当該使用料の全額
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき 教育長が必要と認める額
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、福岡市総合図書館使用料減免申請書(様式第7号)により教育長に申請しなければならない。ただし、本市が主催する行事に利用する場合は、この限りではない。

(入館者及び許可利用者の心得)

第22条 総合図書館の入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 総合図書館の施設、附属設備、備品又は図書資料等を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 他の入館者に迷惑をかけないこと。
 - (3) 所定の場所以外で飲食をし、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (4) 危険物又は動物を持ち込まないこと。
 - (5) 許可なくして物品を販売し、若しくは展示し、又はこれに類する行為をしないこと。
 - (6) 館内を不潔にしないこと。
 - (7) 許可なくして図書資料等の撮影等をしないこと。
 - (8) 総合図書館の施設、附属設備、備品及び図書資料等の利用を終えたときは、これをもとの状態に復し、又は所定の場所へ返還すること。
 - (9) 所定の場所以外に出入りしないこと。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から職員が行う指示又は指導に従うこと。
- 2 許可利用者は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 収容人員は、当該施設の所定の人員を超えないこと。

- (2) 条例第7条各号のいずれかに該当する者に対しては、当該施設への入場を拒み、又は退場を命じること。
- (3) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (4) 当該施設への入場者に前項各号に掲げる事項を守らせること。

(利用後の点検)

第23条 許可利用者は、総合図書館の施設、附属設備及び備品の使用を終えたときは、職員の点検を受けなければならない。

(図書資料等の貸出対象者)

第24条 市内若しくは別表第4に掲げる市町村内に居住し、又は市内に勤務し、若しくは在学する者は、図書資料等（映像資料を除く。以下この条から第28条まで及び第30条において同じ。）（電子書籍（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式により記録された文字、映像又は音であって、インターネットにより利用が可能なもののうち、図書又は逐次刊行物に相当するものをいう。以下同じ。）を除く。）の個人貸出を受けることができる。

2 前項に規定する者のほか、館長が特に認める者もまた同様とする。

3 市内に居住し、勤務し、又は在学する者は、電子書籍の個人貸出を受けることができる。

4 市内の地域団体、職域団体、社会教育関係団体その他の団体で館長が適当と認めるもの（以下「団体」という。）は、総合図書館（分館を除く。）の図書資料（電子書籍を除く。）の団体貸出を受けることができる。

(登録手続)

第25条 図書資料等の貸出を受けようとする者は、個人にあつては図書貸出登録申込書を、団体にあつては団体貸出登録申請書を館長に提出し、登録しなければならない。

2 前項の規定による登録を行った者（以下「登録利用者」という。）に対しては、個人にあつては貸出カードを、団体にあつては団体貸出登録書を交付するものとする。

3 貸出カードの有効期間は3年間とし、団体貸出登録書の有効期間は登録した年度の末日までとする。

4 登録に係る事項について異動を生じたとき、又は貸出カード若しくは団体貸出登録書を紛失したときは、登録利用者は、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。

5 虚偽の登録を行い、又は貸出カード若しくは団体貸出登録書を他人に譲渡し、若しくは転貸する等の不正行為を行った登録利用者に対しては、その登録を取り消すことがある。

(貸出の手続)

第26条 登録利用者が、図書資料等の貸出を受けようとするときは、個人にあつては貸出カードを、団体にあつては団体貸出登録書をそれぞれ提出し、又は提示しなければならない。ただし、他の手段により登録利用者であることが確認できるときは、この限りでない。

(貸出の制限)

第27条 次の各号のいずれかに該当する図書資料等は、特に館長が認める場合を除き貸出をしない。

- (1) 図書資料のうち参考図書
- (2) 文書資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に重要な図書資料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、貸出が不相当と認められるもの

(貸出冊数及び期間)

第28条 図書資料等の個人貸出に係る貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めたときの貸出期間は、この限りでない。

- (1) 図書資料（電子書籍、ビデオテープ、コンパクトディスク、デジタルバーサタイルディスク及びカセットブックを除く。）の貸出は、登録利用者1人につき10冊以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。
- (2) 電子書籍の貸出は、登録利用者1人につき3冊以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。
- (3) コンパクトディスク及びカセットブックの貸出は、登録利用者1人につき2枚以内又は2本以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。
- (4) ビデオテープ及びデジタルバーサタイルディスクの貸出は、登録利用者1人につき1枚又は1本とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。

2 図書資料の団体貸出に係る貸出冊数及び貸出期間は、貸出を受ける団体の規模等に応じて館長が別に定める。

(図書資料の管理)

第29条 団体貸出を受けた団体の代表者は、貸出を受けた図書資料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(貸出の停止)

第30条 館長は、貸出期間の経過後なお図書資料等を返納しない登録利用者その他この規則及び総合図書館の管理上必要な指示に従わない登録利用者に対しては、図書資料等の貸出を一定期間停止することができる。

(様式)

第31条 第25条第1項に規定する図書貸出登録申込書及び団体貸出登録申請書、同条第2項に規定する貸出カード及び団体貸出登録書の様式は、館長が定める。

(図書資料等の寄贈及び寄託)

第32条 総合図書館は、図書資料等の寄贈及び寄託を受けることができる。

(寄託資料の取扱い)

第33条 寄託を受けた図書資料等は、寄託についての特別の条件がある場合のほか、他の図書資料等と同様の取扱いをするものとする。ただし、貸出については、寄託者の承諾がある場合に限り行うものとする。

(寄託期間)

第34条 図書資料等の寄託期間は、寄託者と館長が協議して定める。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認める場合は、寄託期間内においても当該図書資料等を返還することができる。

(免責)

第35条 寄託を受けた図書資料等が、天災地変その他不可抗力によって滅失し、又は損傷した場合は、教育委員会はその責めを負わないものとする。

(指定管理者の公募の公告)

第36条 条例第19条第1項本文の規定による公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる総合図書館の名称及び所在地
- (2) 指定の予定期間
- (3) 指定管理者が行う管理の業務の範囲及び管理の基準
- (4) 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
- (5) 指定管理者の候補者となることができる資格を定めたときは、その資格
- (6) 条例第19条第2項の規定による申請（以下「指定の申請」という。）を受け付ける期間及び次条第1項の指定管理者指定申請書の提出先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が定める事項

(指定の申請)

第37条 指定の申請は、教育長が定める期間内に指定管理者指定申請書（様式第8号）を教育長に提出して行うものとする。

2 指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定の申請を行う団体（以下「申請団体」という。）の定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (2) 申請団体が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (4) 管理の業務に従事する者の配置及び勤務体制について記載した書類
- (5) 申請団体のすべての事業に係る指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに当該事業年度の前事業年度の事業報告書及び収支決算書
- (6) 申請団体の役員の名簿及び従業員数を記載した書類
- (7) 申請団体の活動実績について記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

3 教育長は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第7号までに掲げる書類の一部の添付を要しないことができる。

(指定の期間)

第38条 指定管理者の指定の期間は、5年以内とする。

(指定管理者の指定の通知)

第39条 指定管理者の指定は、指定管理者指定書（様式第9号）を交付して行う。

(指定等の告示事項)

第40条 条例第20条に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる総合図書館の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (3) 指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

2 条例第21条第2項において準用する条例第20条に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者（指定管理者であった者を含む。）に管理を行わせていた総合図書館の名称及び所在地
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる事項
- (3) 指定を取り消した場合にあっては、取消しの日
- (4) 管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止した業務の範囲及び停止の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第41条 事業報告書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書をいう。

以下同じ。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 管理に係る経費等の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の状況を把握するために必要な事項として教育長が定めるもの

2 指定管理者の指定が取り消された場合における取消しの日の属する年度の事業報告書は、当該年度の初日から当該取消しの日の前日までの期間について作成するものとする。

3 指定管理者は、毎年度終了後（指定管理者の指定が取り消されたときは、当該取消しの日後）60日以内に、事業報告書を教育長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると教育長が認めるときは、この限りでない。

(指定管理者に関する読替え)

第42条 条例第18条第1項の規定により総合図書館(分館を除く。)の管理を指定管理者に行わせる場合における次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条第1項	施設	施設（会議室に限る。）
	教育長	指定管理者
第8条第2項	前項の申請は、映像ホールの利用の申請については利用しようとする日の6月前から3月前までの間に、会議室の利用については	前項の規定による申請は
第8条第2項ただし書	教育長が	指定管理者が教育長の定める
第10条及び第21条第2項	教育長	指定管理者
第12条	当該利用許可に係る施設	会議室

第13条	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 （1）映像ホール 超過時間1時間までごとに条例別表第3 1 映像ホール使用料の表に掲げる午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額（正午から午後1時までは、同表に掲げる午後1時から午後5時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額） （2）会議室 1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額	1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額とする。
第16条第1項	図書資料等	図書資料等（映像資料及び文書資料を除く。以下この条において同じ。）
	館長	指定管理者
第18条第1項	使用料	使用料（会議室に係るものに限る。以下同じ。）
第22条第1項第10号及び第23条	職員	指定管理者
第22条第2項第1号、第2号及び第4号	当該施設	会議室
様式第1号及び様式第2号	福岡市教育委員会教育長	指定管理者
	職員	指定管理者
様式第3号	福岡市教育委員会教育長	指定管理者
様式第4号及び様式第5号	福岡市総合図書館長	指定管理者
	職員	指定管理者
様式第7号	福岡市教育委員会教育長	指定管理者
	本市	福岡市

- 2 条例第18条第1項の規定により総合図書館(分館に限る。)の管理を指定管理者に行わせる場合における次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第16条第1項、第25条第1項及び第4項並びに第30条	館長	指定管理者
第22条第1項第10号	職員	指定管理者
第27条	特に館長が	指定管理者が館長の定める特別の理由があると
第28条第1項ただし書	館長が特に必要と	指定管理者が館長の定める特別の理由があると
様式第4号及び様式第5号	福岡市総合図書館長	指定管理者
	職員	指定管理者

(審議会の委員の委嘱)

第43条 条例第25条に規定する福岡市総合図書館運営審議会(以下「審議会」という。)の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、読書活動を行う団体の関係者、学識経験を有する者並びに本市の住民のうちから教育委員会が委嘱する。

(審議会の会長及び副会長)

第44条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第45条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(委任)

第46条 この規則に定めるもののほか、総合図書館の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(福岡市民図書館条例施行規則の廃止)

2 福岡市民図書館条例施行規則(昭和51年福岡市教育委員会規則第16号)は、廃止する。

附 則 (平成10年12月28日教規則第6号)

この規則は、平成11年1月5日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日教規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月29日教規則第9号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日教規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付した貸出カード及び団体貸出登録書の有効期限は、この規則による改正後の福岡市総合図書館条例施行規則第25条第3項の規定にかかわらず、貸出カードについては平成17年3月31日までとし、団体貸出登録書については平成15年3月31日までとする。

附 則（平成14年 7 月29日教規則第15号）

この規則は、平成14年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月31日教規則第 7 号）

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月29日教規則第 8 号）

この規則は、平成16年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 1 月13日教規則第 1 号）

この規則は、平成17年 1 月24日から施行する。

附 則（平成17年 3 月24日教規則第 2 号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 大島村の項を削る改正規定は、平成17年 3 月28日から施行する。

附 則（平成17年 7 月14日教規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年 7 月15日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の福岡市教育委員会規則の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成18年10月30日教規則第 9 号）

この規則は、平成18年11月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月29日教規則第 6 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 6 月28日教規則第10号）

この規則は、平成19年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年12月20日教規則第11号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年11月30日教規則第12号）

この規則は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日教規則第4号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月29日教規則第7号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 7 月 9 日教規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月20日教規則第 1 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 6 月 4 日教規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の福岡市総合図書館条例施行規則別記様式第 1 号、様式第 3 号、様式第 4 号、様式第 6 号及び様式第 7 号の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市総合図書館条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年 3 月31日教規則第 6 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項にただし書を加える改正規定及び第 7 条の改正規定は、平成28年 6 月 4 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月30日教規則第 5 号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月29日教規則第 4 号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 6 月25日教規則第13号）

この規則は、平成30年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月30日教規則第15号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月25日教規則第 1 号）

この規則は、令和 3 年 3 月 3 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月29日教規則第 5 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

付 属 設 備 使 用 料

種 別	区 別	単 位	金 額
照明設備	ピンスポットライト	1 台	310円
	ホリゾンライト	1 式	1,000円
音響設備	拡声装置	1 式	2,530円
	ステージスピーカー	1 対	1,000円
	コンデンサマイク	1 本	800円
	ダイナミックマイク	1 本	340円
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	1,520円
	C Dプレーヤー	1 台	800円
	カセットデッキ	1 台	1,670円
	オープンデッキ	1 台	2,300円
	同時通訳装置	1 式	6,300円
舞台設備	演台	1 台	730円
	バトン	1 本	730円
映写設備	35ミリ映写機	1 台	6,050円
	16ミリ映写機	1 台	2,530円
	ハイビジョンプロジェクター	1 台	8,000円
	ビデオプロジェクター	1 台	2,530円
	ビデオデッキ	1 台	2,000円
	L Dプレーヤー	1 台	2,000円
	スライドプロジェクター	1 台	1,670円
	オーバーヘッドプロジェクター	1 台	1,670円
	スクリーン	1 張	1,670円

備考

- 1 この表に掲げる使用料は、午前10時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時まで（会議室については午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで及び午後4時から午後7時まで）をそれぞれ1回とした使用料とする。
- 2 午前10時から午後5時まで及び午後1時から午後10時まで（会議室については午前10時から午後5時まで及び午後1時から午後7時まで）の使用料については、それぞれ前項の1回とした使用料の額に2を乗じて得た額とし、午前10時から午後10時まで（会議室については午前10時から午後7時まで）の使用料については、同項の1回とした使用料の額に3を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の区分による利用時間を超えて利用するときの使用料は、1時間までごとにこの表に掲げる使用料の額に0.25を乗じて得た額を加算する。

別表第2

複写手数料

区 分		単 位	金 額
モノクローム	A 3, A 4, B 4 及び B 5	1 枚につき	10円
カ ラ ー	A 3		80円
	A 4, B 4 及び B 5		50円

備考 複写に用いる用紙の規格は、日本工業規格による。

別表第3

撮影等手数料

区 分			金 額	
撮 影	モノクローム	A	1 点 1 回につき	220円
		B	1 点 1 回につき	1, 650円
	カ ラ ー	A	1 点 1 回につき	440円
		B	1 点 1 回につき	2, 200円
模 写 ・ 模 造			1 点 1 回につき	1, 650円

備考 Aは学術研究を目的とする場合、Bは学術研究以外を目的とする場合とする。

別表第4

筑紫野市	春日市	大野城市	宗像市	太宰府市	古賀市	福津市
糸島市	那珂川市	宇美町	篠栗町	志免町	須恵町	新宮町
久山町	粕屋町					

(以下様式省略)

3. 図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）

最終改正 令和元年6月7日法律第26号

第1章 総 則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
 - イ 司書補の職
 - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

第7条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第7条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第7条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第7条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第8条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第13条第1項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第9条 政府は、都道府県設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

（設置）

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条及び第12条 削除

（職員）

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第15条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条及び第19条 削除

(図書館の補助)

第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条及び第22条 削除

第23条 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第3章 私立図書館

第24条 削除

(都道府県教育委員会との関係)

第25条 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第27条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第28条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第25条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。但し、第17条の規定は、昭和26年4月1日から施行する。

(以下省略)

4. 学校図書館法 (昭和28年8月8日法律第185号)

最終改正 平成27年6月24日法律第46号

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。))及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。))において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。))を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第3条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連携し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第8条 国は、第6条第2項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設定及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則（抄）

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則（平成26年6月27日法律第93号）

(施行期日)

- 1 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第6条第1項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5. 著作権法（抜粋）（昭和45年5月6日法律第48号）

最終改正 令和2年6月12日法律第48号

（頒布権）

第26条 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

（図書館等における複製等）

第31条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第3項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第3項において同じ。）の複製物を1人につき1部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

（営利を目的としない上演等）

第38条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

- 4 公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。
- 5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの（同条第2号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。）は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第26条に規定する権利を有する者（第28条の規定により第26条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

6. 著作権法施行令（抜粋）（昭和45年12月10日政令第335号）

最終改正 令和2年12月23日政令第364号

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第1条の3 法第31条第1項（法第86条第1項及び第102条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和25年法律第118号）第4条第1項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

- 一 図書館法第2条第1項の図書館

（映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設）

第2条の3 法第38条第5項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 二 図書館法第2条第1項の図書館

7. 公文書館法 (昭和62年12月15日法律第115号)

最終改正 平成11年12月22日法律第161号

(目的)

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第5条 公文書館は、国立公文書館法（平成11年法律第79号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第6条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとする。

(技術上の指導)

第7条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、交付の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

3 総理府設置法（昭和24年法律第127号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号の次に次の一号を加える。

7の2 公文書館法（昭和62年法律第115号）の施行に関すること。

附 則（平成11年12月22日法律第161号）（抄）

(施行期日)

第1条 この法律は、平成13年1月6日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

8. 博物館法（抜粋）（昭和26年12月 1 日法律第285号）

最終改正 令和元年6月7日法律第26号

（この法律の目的）

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、學術及び文化の發展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第3条 博物館は、前条第1項に規定する目的を達するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
 - 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
 - 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に關し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
 - 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
 - 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
 - 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
 - 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
 - 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
 - 九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
 - 十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
 - 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、學術又は文化に關する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- 2 博物館は、その事業を行うに當つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

（入館料等）

第23条 公立博物館は、入館料その他の博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

9. 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

10. 文字・活字文化振興法 (平成17年7月29日法律第91号)

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

北

福岡都市高速

天神

百道ランプ

福岡タワー

百道浜小学校

福岡タワー南口

博物館北口

PayPay ドーム

室見川

総合図書館

福岡市民防災センター

福岡市博物館

西南小・中・高

ももち浜

クリニックゾーン前

百道通り

よかトピア通り

博物館南口

西新小学校

西南大学

修猷館高校

明治通り

地下鉄空港線

藤崎

西新

地行

天神

百道小学校

早良区役所

地行

天神

市営地下鉄空港線／西新駅又は藤崎駅下車徒歩15分

〈博多駅から約30分〉福岡タワー南口（306、312番）下車徒歩3分
・博多バスターミナル5、6番のりば

〈天 神から約20分〉福岡タワー南口（302、W1、W2番）下車徒歩3分
・天神高速バスターミナル前（1）1Aのりば

＜西 新から約 10分＞福岡タワー（10、15、54-1、94番）下車徒歩3分
・西新パレス前

＜藤 崎から約 7分＞ 福岡タワー南口（1、1-5、306、312、W1番）下車徒歩3分
・藤崎バスターミナル1番のりば

福岡市総合図書館新ビジョン

基本理念

市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、
新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館

福岡市総合図書館では、図書館を取り巻く新たな環境変化に対応するため、これから目指すべき図書館像を基本理念として掲げ「福岡市総合図書館新ビジョン」を策定しました。

また、新ビジョンの中では、基本理念を実現するために、4つの新たな図書館像を定め、これからの図書館サービスを提供していきます。

4つの図書館像

誰もが楽しめる魅力ある図書館

さまざまな情報を求める市民に応える図書館

子どもと本をつないで豊かな心を育む図書館

総合図書館の特色を生かした図書館

「福岡市総合図書館新ビジョン」

- ・ 策定年月：平成26年6月
- ・ 計画期間：平成26年度～令和5年度（10年間）
- ・ 平成3年に策定した「福岡市新図書館基本計画」の後継となる基本計画
- ・ 重点的に取り組む具体的な施策・事業について5年ごとに事業計画及び成果指標を定め、計画的な推進を図っている。

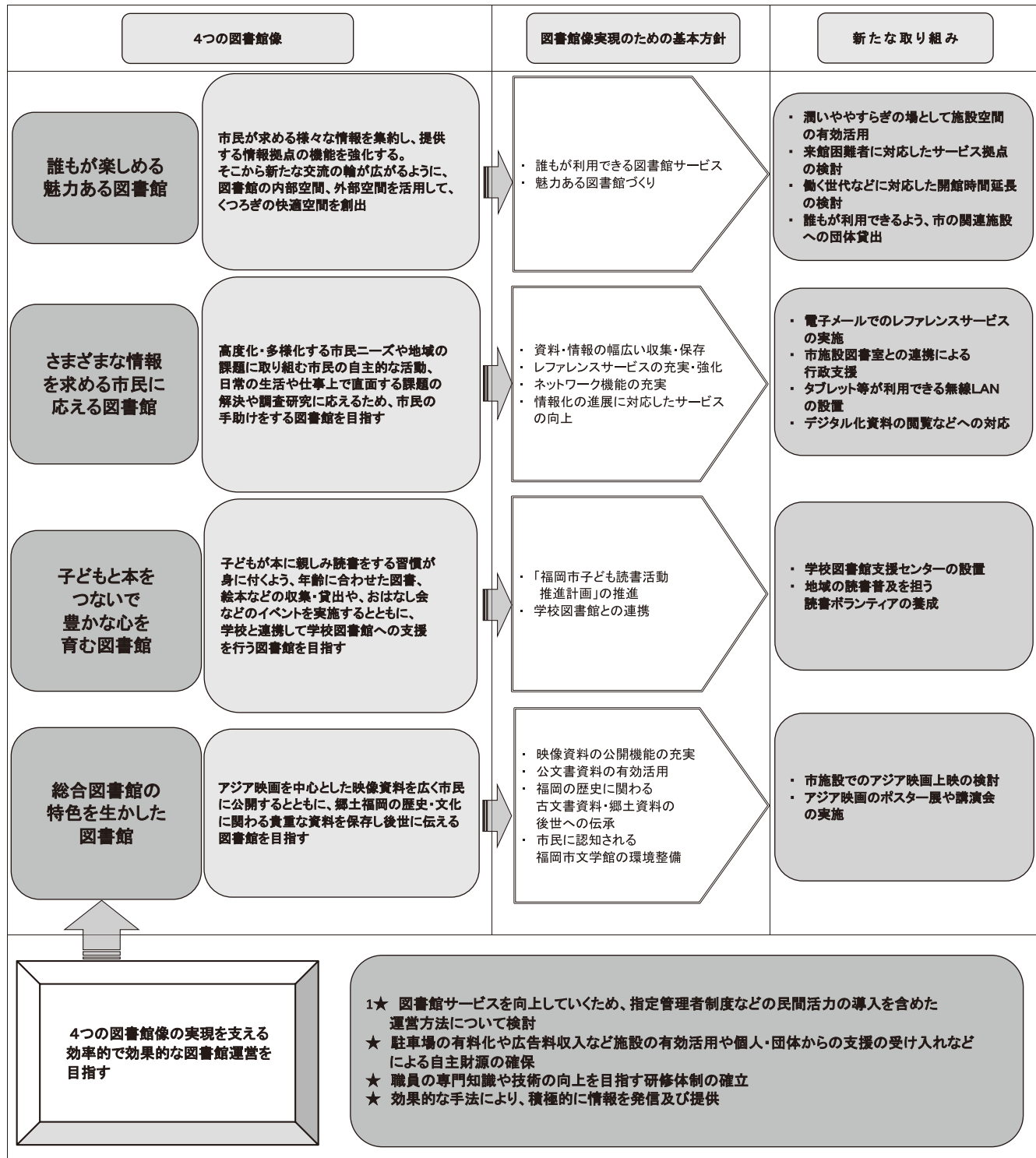
福岡市総合図書館新ビジョン（概要版）

平成26年6月

基本理念

市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、
新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館

総合図書館は、利用者の高度化・多様化するニーズに対応できる資料・情報を提供する生涯学習施設として、また、内部空間だけでなく外部空間も含めて、快適な空間を最大限に活用することにより、これまで図書館を利用したことのない人や観光客なども集う場を創出し、多くの市民がくつろぎ、楽しさを共有できる新たな情報・交流の拠点となる図書館を目指す





毎月23日は福岡市子どもと本の日です

令和3年度 図 書 館 要 覧

令和3年8月発行

編集・発行 福岡市総合図書館

〒814-0001 福岡市早良区百道浜3丁目7番1号

TEL 092-852-0600 (代表)

FAX 092-852-0609

<http://toshokan.city.fukuoka.lg.jp/>

印 刷 松古堂印刷株式会社

